



ごあいさつ

本町では、これまで、将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができ、環境づくりの実現をめざし、子どもたちの健全育成を総合的、計画的に推進するため、平成 14 年度に「西原町児童育成計画」(にしはらわらびプラン)を策定し推進してきました。

平成 15 年 7 月、国においては、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境が大きく変化する状況の中、少子化の流れを変える総合的な取り組みを推進する必要があることから、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村行動計画の策定が義務付けられました。

このことを受け、本町においても当計画を見直し、新たに「西原町次世代育成支援行動計画(前期計画)」(新にしはらわらびプラン)を策定しました。

本プランの中では、本町における子育て支援のための児童福祉サービスや保育所、幼稚園、公園などの施設整備の具体的数値目標と方策を示し推進してきました。

さらに、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画の策定に向け、町民への実態調査を実施し、子育て世帯の多様なニーズや課題を踏まえ、前期計画の検証及び国の動きと連動しながら、「西原町次世代育成支援行動計画(にしはらわらびプラン 2010)」を策定しました。

当計画に示された各施策や目標数値の達成を目指し、本町の子どもたちの健やかな育ちを願いつつ、ますます活力ある町として発展するよう子育て支援事業に取り組んでいきたいと考えております。

本計画の推進にあたっては、行政、町民、関係機関の連携が重要でありますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言を頂きました「西原町次世代育成支援対策地域協議会」の委員や関係各位に対し、心から感謝申し上げますとともに、町福祉行政に対する町民の皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

西原町長 上間 明

目 次

あいさつ

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画見直しの趣旨	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
2. 計画の視点	5
3. 施策体系の見直し	6
4. 基本目標及び施策の方向性	8
5. 施策の体系	14
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状	15
1. 少子化の動向	15
2. 世帯・就業の動向	21
3. 母子保健の状況	24
4. 保育の状況	27
5. 障害児保育・教育	30
6. 学校保健	31
7. 児童生徒の問題行動	34
8. 要保護児童の内訳	34
第4章 施策の推進	37
第1節 地域における子育て支援	37
1. 保育サービスの充実	37
2. 子育て支援サービスの充実	40
3. 子育て支援ネットワークづくり	44
第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	45
1. 子どもや母親の健康確保	45
2. 食育の推進	51
3. 思春期保健対策の充実	53
第3節 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	55
1. 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進	55
(1) 確かな学力の定着	55
(2) 豊かな人間性の育成	57

(3) 健康・体力の育成	59
(4) 基本的な生活習慣の形成	60
(5) 信頼される学校づくり	62
(6) 幼稚園教育の充実	63
2. 家庭や地域の教育力の向上	65
第4節 職業生活と家庭生活との両立の推進	67
1. 仕事と子育ての両立の推進	67
2. 男女共同参画社会の実現	69
第5節 子ども等の安全の確保	71
1. 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進	71
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	73
3. 安心して外出できる環境の整備	75
第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	77
1. 要保護児童対策の充実	77
2. 障害児施策の充実	79
3. ひとり親家庭等の自立支援の推進	83
第5章 計画の推進体制	85
1. 庁内推進体制の確立	85
2. 地域連携の推進	85
3. 関係機関との連携の推進	85
4. 計画の進行管理	85
5. 計画の公表	85
第6章 整備目標	87
資料編	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の少子化の動向を示す指標の1つである合計特殊出生率(1人の女子が一生の間に産む平均子ども数)は、過去最低であった平成17年の1.26に対し、平成18年以降3年連続で上昇し、平成20年では1.37となりました。しかし、人口維持に必要な2.08に比べて低位で推移しており、依然として少子化であることに変わりありません。

少子化の進行は人口の減少に留まらず、経済成長の鈍化や社会保障における負担増、地域社会の活力の低下等社会生活の様々な面に深刻な影響を及ぼします。

そのため、国は少子化の流れを変える総合的な取り組みを推進する必要から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。同法において、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、都道府県、市町村及び301人以上の従業員を雇用する事業主(平成23年4月1日からは101人以上)に対し、子育て支援等に関する「次世代育成支援対策行動計画」の策定を義務づけました。

これにより、本町においても平成17年3月に「西原町児童育成計画(にしはらわらびプラン)」を見直し、「西原町次世代育成支援行動計画(新にしはらわらびプラン)」(以下、「前期計画」と言う)を策定しました。

この計画は5年を一期とする計画で、前期計画は平成21年度を最終年度としており、当該年度においてこれまでの取り組みを見直し、平成22年度からの後期計画を策定する必要があります。

2. 計画見直しの趣旨

本町では、前期計画に基づき、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる地域づくりのために、保育サービスの充実を始めとする多様な子育て支援策の推進に努めてきました。

しかし、さらなる核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加及び保護者の就労形態や生活様式の多様化等を背景に、子育て支援のニーズは益々増大、多様化しています。

この間、国は「発達障害者支援法」の施行(平成17年)、「教育基本法」の改正(平成18年12月)、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月)の策定、「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月)の推進等子育て支援に関わる対策を次々と示してきました。

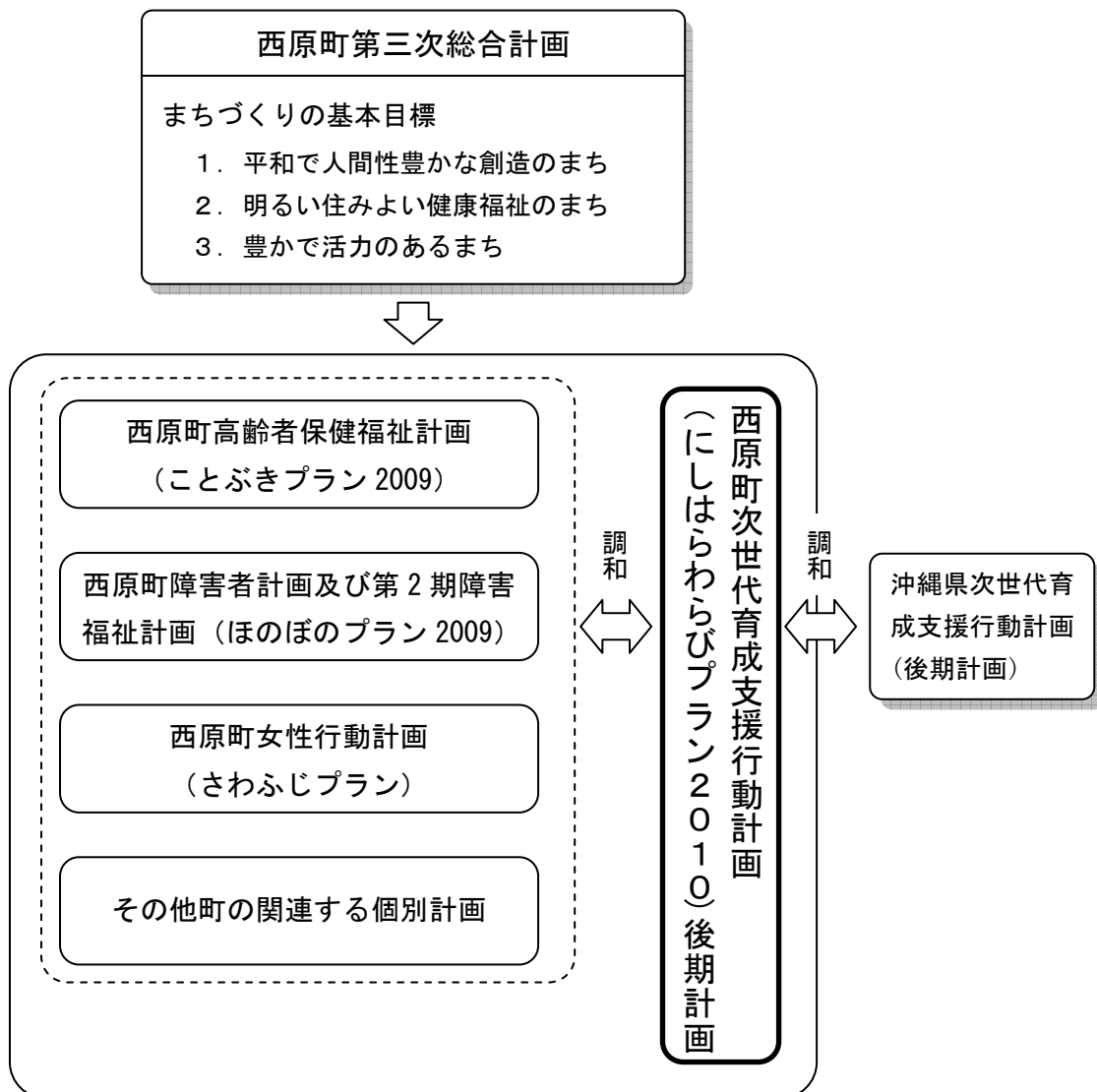
また、政権交代による新たな子育て支援対策が注視されています。

後期計画の策定にあたっては、こうした国の動きと連動した取り組みの充実を図るとともに、前期計画の取り組みの検証及び地域の子育て支援のニーズ等を踏まえ、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の構築を一層推進していくために「西原町次世代育成支援行動計画(にしはらわらびプラン2010)後期計画」を策定します。

3. 計画の位置づけ

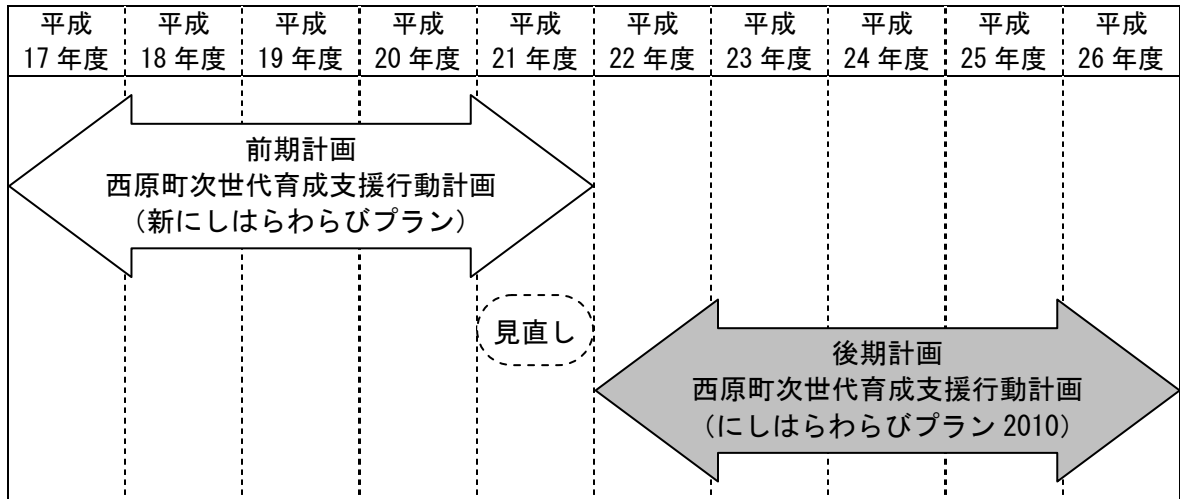
- ・本計画は、「西原町第三次総合計画」の基本構想に則し、総合計画におけるまちづくりの基本目標を次世代育成支援の視点から実現を目指すものであり、総合計画の下位計画として位置づけられます。
- ・本計画は、「沖縄県次世代育成支援行動計画(後期計画)」と調和を図ります。
- ・本計画は、「西原町高齢者保健福祉計画(ことぶきプラン 2009)」、「西原町障害者計画及び第2期障害福祉計画(ほのぼのプラン2009)」、「西原町女性行動計画(さわふじプラン)」及びその他町の関連する個別計画と調和を図ります。
- ・本計画は母子保健計画を包括する計画として位置づけます。

■ 計画の位置づけ



4. 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、10年間の時限立法であり、行動計画は5年を一期として、前期計画と後期計画に分かれます。前期計画は平成17年度から平成21年度を計画期間とし、平成21年度中に見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定するものです。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子どもが地域の宝として輝けるまち・にしはら」

子どもが心身ともに健やかに成長することは親の願いであり、子どもは親にとっての「宝」です。同時に、次の時代をつくり、それを担う存在であることから地域や社会全体の「宝」です。その「宝」を家庭はもとより地域社会が大切に育て、子育てに伴う喜びを実感するとともに、子どもが成長する中で輝きを持ち、それを次の世代、次のまちづくりにつないでいきます。

子ども達が輝きを持つためには、子どもは限りない可能性を持つ存在であることを深く認識し、一人ひとりの豊かな個性を育むとともに、自ら考え、判断し、行動できる「生きる力」を身につけていくことが大切です。

次代を担う子ども達の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことができる、子どもの視点に立った、主体的な成長を地域社会全体で支える環境づくりを進めます。

2. 計画の視点

(1) 子どもの視点

－子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点。

(2) 次代の親づくりの視点

－子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みの視点。

(3) すべての子どもと家庭への支援の視点

－子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て中の家庭が直面する様々な課題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進める視点。

(4) 地域の子どもは地域が育てる視点

－保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、地域社会全体で子育てを支援する視点。

■視点の見直しについて

新たに「次代の親づくりの視点」を加えました。また、前期計画で掲げた「保護者の視点」、「地域の視点」については、視点がより理解しやすいように、それぞれ「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「地域の子どもは地域が育てる視点」へと表現を見直しました。

一方、前期計画で掲げた「行政の視点」については、計画の推進体制の事であり、これについては、別立てで具体的に掲げることとし、後期計画では除きました。

前期計画	後期計画
①子どもの視点	→ (1)子どもの視点 (2)次代の親づくりの視点(追加)
②保護者の視点	→ (3)すべての子どもと家庭への支援の視点
③地域の視点	→ (4)地域の子どもは地域が育てる視点
④行政の視点	→ 除く(別章で掲げる)

3. 施策体系の見直し

前期計画で掲げる事業については、各「施策の方向性」の中で重複して掲げている事業があることや似通った事業があり、事業の進捗確認や取りまとめが煩雑になります。

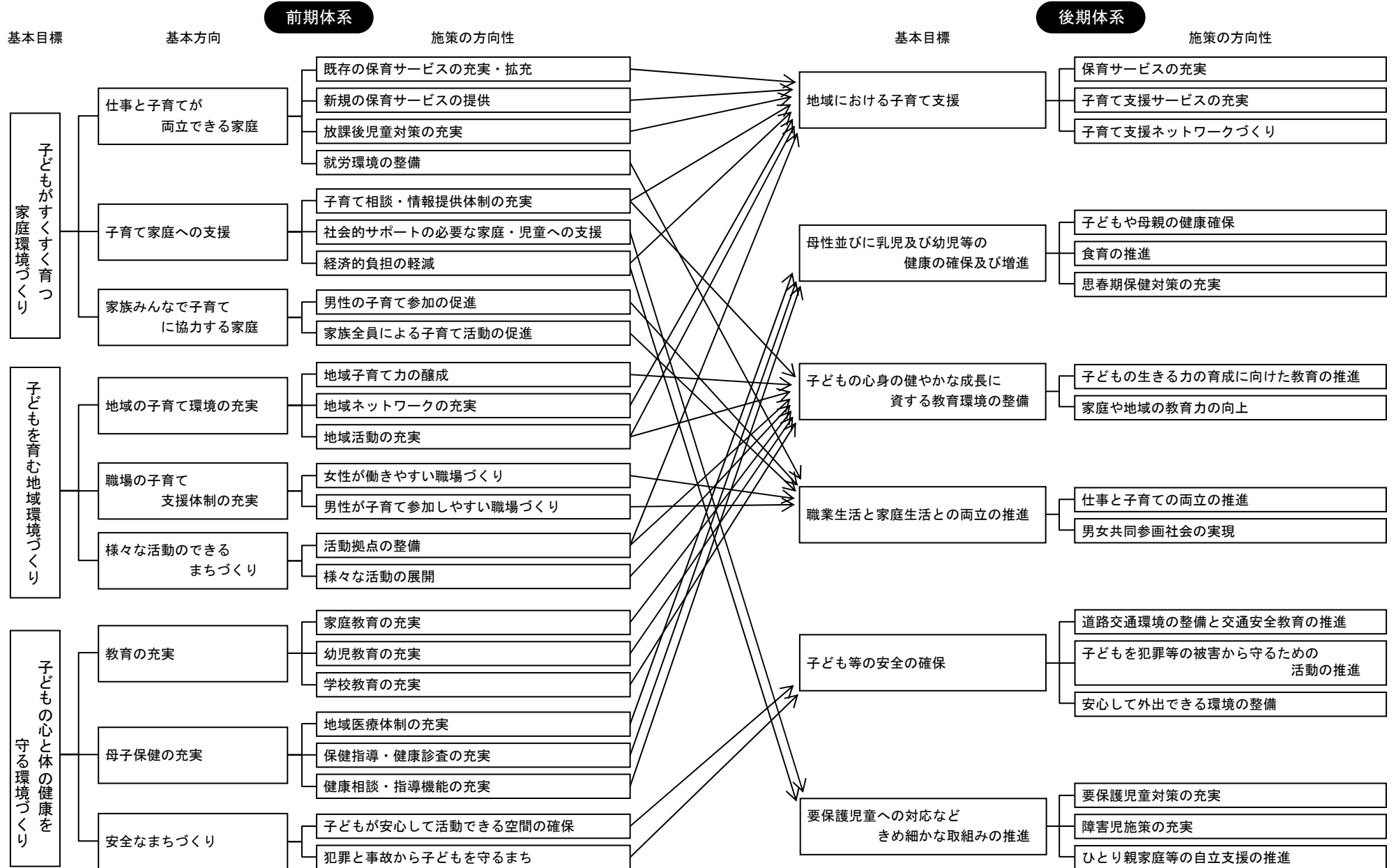
また、国が示す次世代育成支援の基本事項(計画に盛り込む事項)に基づく体系ではないため、国や県への報告等で時間を費やすことがあります。そのため、計画の進捗確認や国・県との連携などが円滑に行われるよう、施策体系を見直しました。

見直しにあたっては、前期計画の「基本目標」と「基本方向」を併せて国が示す基本事項に基づき再編するとともに、「施策の方向性」及び事業についても再編しました。

■国の基本事項に基づく後期計画の基本目標

- ①地域における子育て支援
- ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑤子ども等の安全の確保
- ⑥要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

■ 施策体系の移行図



4. 基本目標及び施策の方向性

計画の基本理念を踏まえ、6つの基本目標の設定及び基本目標に沿った施策の方向性を示し、具体的な事業等の推進を図ります。

① 地域における子育て支援

1. 保育サービスの充実

核家族世帯の増加や女性の社会進出などにより保育需要は増え続けており、待機児童の解消が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえて、保育サービスを必要とする全ての家庭が安心して子どもを預けることができるよう、保育サービスの拡充や保育の質の向上等を図ります。

2. 子育て支援サービスの充実

親の就労形態や生活様式・価値観の多様化により、子育て支援のニーズも多様化しており、さらなる子育て支援サービスの充実が求められています。

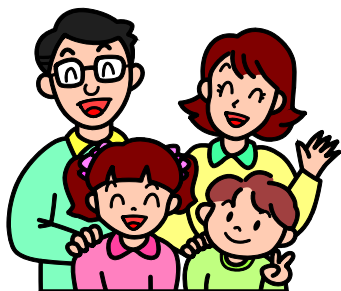
そのため、休日保育やファミリー・サポート・センターなど新たなサービスを検討するとともに、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)や子育て支援センターの拡充、一時預かり事業、児童館活動及び子育てに関する情報提供等の充実を図ります。

3. 子育て支援ネットワークづくり

子育ての第一義的責任は保護者にあるとの認識のもと、子育ての不安や直面する問題を解消するためには、地域の支えが必要となります。

そのため、子育てに関わる町の各関係課の担当者間の連携を密にし、子育て支援事業や活動の充実を図るために、今後とも庁内ネットワークの充実を図ります。

また、地域住民の子育て支援への積極的な参加を喚起するために、地域の関係機関・団体、ボランティア等地域の多様な社会資源を結ぶネットワークづくりを進めます。



② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1. 子どもや母親の健康確保

妊娠期の母親の健康管理は、生まれてくる子の発達においても重要です。

安全で快適な妊娠・出産が迎えられるよう、ハイリスク妊婦の早期把握を行い、妊娠期からの健康管理の指導を強化します。また、出産後の育児不安の解消や母子の健康管理のために、訪問による相談指導及びベビースクールによる育児支援を行います。

そのほか、各種健康診査や予防接種、相談支援等により母子の健康確保及び増進を図ります。

2. 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康に大きく関係しており、幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成、家族関係づくりによる、心身の健全な育成を図ることが求められています。

このため、本町における食育推進基本計画を定めるとともに、乳幼児期から発達段階に応じた食育の推進を行います。

3. 思春期保健対策の充実

十代の妊娠・出産・人工中絶、性感染症の増加が社会問題化しており、特に沖縄県では十代での出産率が全国より高い状況にあります。

中高生へのアンケート調査でも性を容認する考えを持つ子も少なくありません。

そのため、自分の体や性について正しく学び自他の命の大切さを伝えるために、思春期保健学習の充実を図ります。

また、成長過程にある子どもの健康を守るために、今後とも飲酒・喫煙を防止するほか、近年、子ども達への薬物の浸透が懸念されていることから、薬物乱用防止対策の強化を図ります。

そのほか、児童生徒の心の問題に対応するための相談体制の充実を図ります。



③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

次代を担う子ども達が自らの良さや可能性を伸ばすとともに、豊かな人間性と確かな学力の形成により、社会の変化に対応できる「生きる力」を身につけていくことが求められています。

そのため、学校教育においては幼児、児童、生徒、一人ひとりに対し、「確かな学力の定着」、「豊かな人間性の育成」、「健康・体力の育成」をバランスよく育成するほか、これらの基礎となる「基本的な生活習慣の形成」を図るために、各幼稚園・学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。

また、家庭や地域と連携した教育の充実を図るために、信頼される開かれた学校づくりを推進します。

(1) 確かな学力の定着

学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など確かな学力を身につけるために、子ども及び地域の実態を踏まえ、子ども一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行うなど、「分かる授業」、「参加する授業」の展開を進めます。また、地域の人材や学習ボランティア等を積極的に活用し、授業の活性化を図ります。

(2) 豊かな人間性の育成

子どもが将来、人から信頼され、幸せな人生を送るための基盤となるのが豊かな人間性です。誰とでも分け隔てなく接することができる人間関係づくりの能力や言葉による伝え合う力、感動する心の育成など豊かな人間性の育成を図るために、道徳教育の充実を図るとともに、人や自然と直接関わる多様な体験活動などを推進します。

(3) 健康・体力の育成

生きていく上での基本となる健康・体力の向上を図るために、体育の授業の充実やスポーツ活動の推進、スポーツ・運動環境の整備充実及び健康指導の充実を図ります。

(4) 基本的な生活習慣の形成

「生きる力」を身につける上での基礎となる望ましい生活習慣の形成を図るために、早寝、早起きなどの生活リズムの確立やあいさつ、きまりを守るなど社会生活を送る上で大切な模範意識・マナーの育成を図ります。

(5) 信頼される学校づくり

家庭や地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校教育活動全般について地域への情報公開を行うほか、地域の意向や学校評価委員会の評価を踏まえた経営改善を進めます。また、教職員の指導力向上及び安心・安全に過ごせる学校教育環境の充実を図ります。

(6) 幼稚園教育の充実

核家族化、女性の社会進出により、幼児を取り巻く生活環境も変化し、保護者の幼児教育に対するニーズも多様化していることから、保育所(園)、学校、地域との連携を密にししながら、幼稚園教育の更なる充実を図ります。

2. 家庭や地域の教育力の向上

子どもの豊かな人間性や社会性を育成するためには、学校と家庭、地域が一体となった取り組みが重要であり、地域全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力を高める取り組みを推進します。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 仕事と子育ての両立の推進

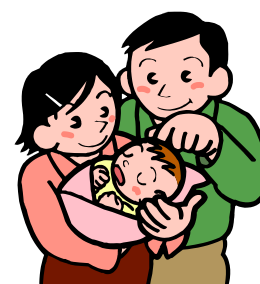
女性の社会進出や就労形態の多様化等により、保育サービスのニーズが高まるとともに、子どもと十分かかわる時間が持てないなどの仕事と子育ての両立で悩んでいる保護者が増えています。

こうした状態を改善するために、保育サービスの充実を図るだけでなく、男性を含めた仕事と子育ての両立が可能な就労環境づくりの必要性について、地域や事業所への理解啓発を行います。

2. 男女共同参画社会の実現

子育てや家事、職場における性別役割分担の意識を変え、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、女性も男性も平等に、子育てや社会参加ができる男女共同参画社会を実現することが求められています。

そのため、学校等での男女平等意識の育成を図るとともに、地域や事業所への意識啓発を行います。



⑤ 子ども等の安全の確保

1. 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進

本町では人口の増加や開発等により交通量が増え、子どもが交通事故に遭う危険性も増しています。子どもを交通事故から守るために、ガードレールや横断歩道等の交通安全施設の整備・点検を進めるとともに、地域への交通安全思想の普及啓発や子ども達への交通安全教育・指導の充実を図ります。

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが全国的に多発しており、沖縄県でも不審者による声かけや犯罪未遂事件が増えています。

このため、子どもを犯罪等の被害から守るために、夜間パトロールの推進や地域と連携した防犯体制の構築及び学校における防犯指導の充実を図ります。

3. 安心して外出できる環境の整備

安心して子育てを行うには、外出に際しても安心して出かけられる環境づくりを進める必要があります。乳幼児を連れた親や妊産婦を含む全ての人が、安全かつ快適に利用できる公共施設のバリアフリー化を推進します。また、子育てに優しいトイレ等の整備推進や行事等参加のための保育支援、公園の安全管理の充実を図ります。



⑥ 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

1. 要児童児童対策の充実

児童虐待をはじめ、不登校、非行及び保護者による監護が不適當であると認められる要保護児童に関する相談件数は増加傾向にあり、児童の健全な成長を保障するためには、要保護児童の早期発見と早期対応の充実が求められています。

そのため、地域住民や母子保健事業、保育所(園)、幼稚園、学校と連携した要保護児童の早期発見を図り、要保護児童対策地域協議会を中心に親子関係の修復、児童の保護、アフターケア等において適切な対応を講じていきます。

2. 障害児施策の充実

障害のある子どもと共に生きる地域の一員として、子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して暮らしていける環境づくりを推進していく必要があります。

障害は早期発見・早期療育により障害が軽減される可能性が大きいことから、乳幼児健診での発達障害を含めた障害の早期発見機能の向上を図るとともに、保健・福祉・教育部間の連携及び専門機関や専門家等と連携した、療育・相談・指導体制の充実を図ります。

とりわけ、発達障害については、保育所(園)と連携した早期発見体制や健診後の支援体制の充実を図ります。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚等により、ひとり親家庭が増えてきています。こうした家庭の生活の安定と向上を図るために、各家庭の諸状況に即した自立支援を進める必要があります。

自立支援のために、医療費助成等の経済的な援助や保育所(園)優先入所、相談・情報提供の充実を図ります。

また、経済的に困窮している家庭については、就学援助費の支援を行います。

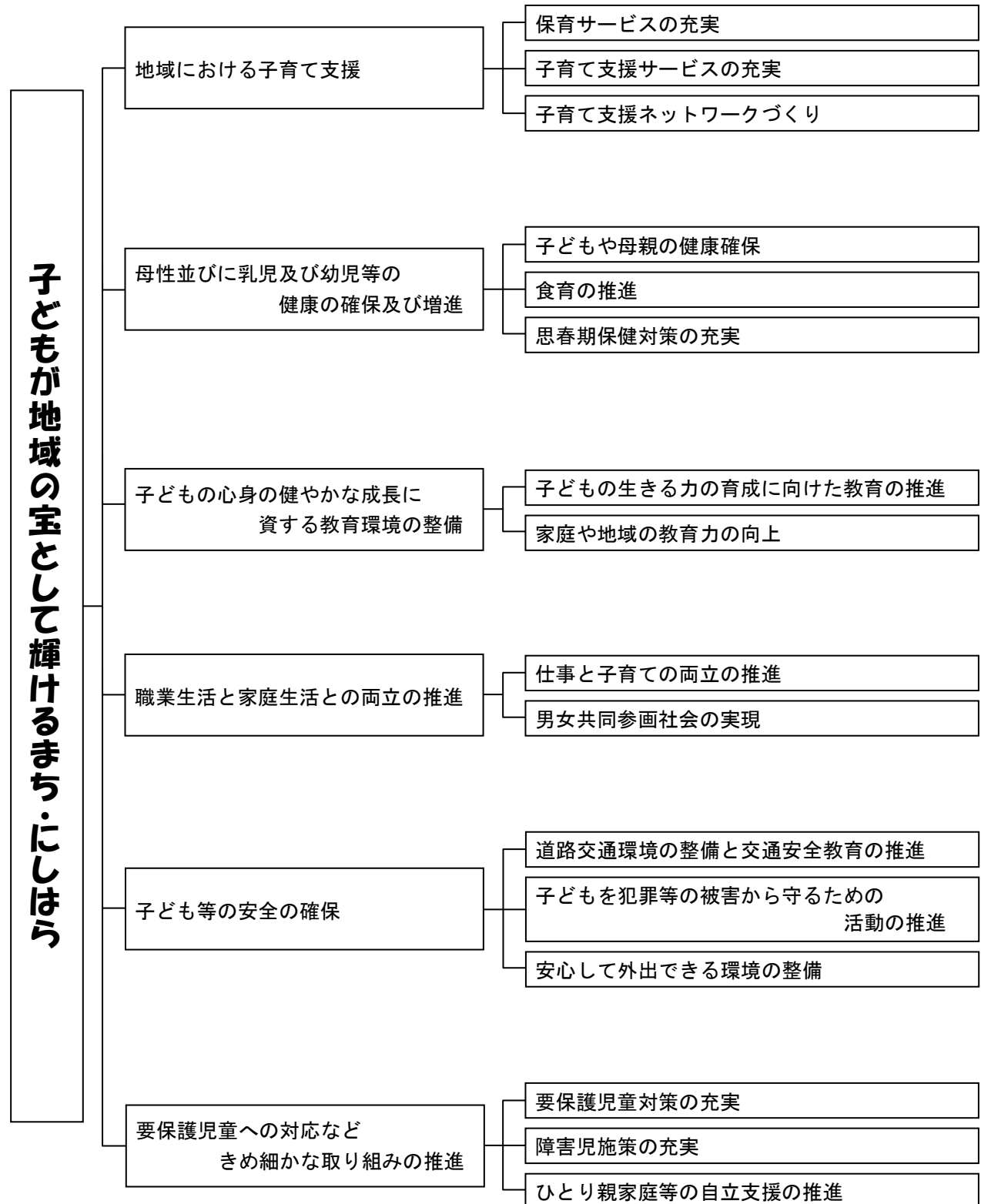


5. 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性



第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、毎年増え続けており、平成13年の32,195人から平成21年には34,341人と、この8年間で2,146人の増となっています。毎年200人台から300人台の増となっていますが、平成21年では平成20年に転出が多かったことから、人口増は93人とこれまででもっとも少なくなります。

年齢3区分別の人口の推移をみると、児童人口(0～17歳)は年々減少し、平成13年からの8年間で587人の減少となります。児童人口の推移をさらに0歳～5歳、6歳～11歳、12歳～17歳の年齢層でみると、平成13年に対する平成21年の減少数は0歳～5歳が109人、6歳～11歳が119人とそれぞれ100人余りであるのに対し、12歳～17歳では359人と大きく減少しています。

続いて、18歳～64歳人口(生産年齢人口)と65歳以上人口(高齢者人口)の推移をみると、いずれも増え続けており、平成13年からの8年間で18歳～64歳人口は1,194人増、65歳以上人口は1,539人増で高齢者人口の増加が大きく、少子化とともに高齢化も急速に進んでいます。

総人口に対する児童人口比と高齢者人口比をみると、年々、児童人口比は低下し、高齢者人口比は上昇していることから、比率の差は徐々に縮まってきています。

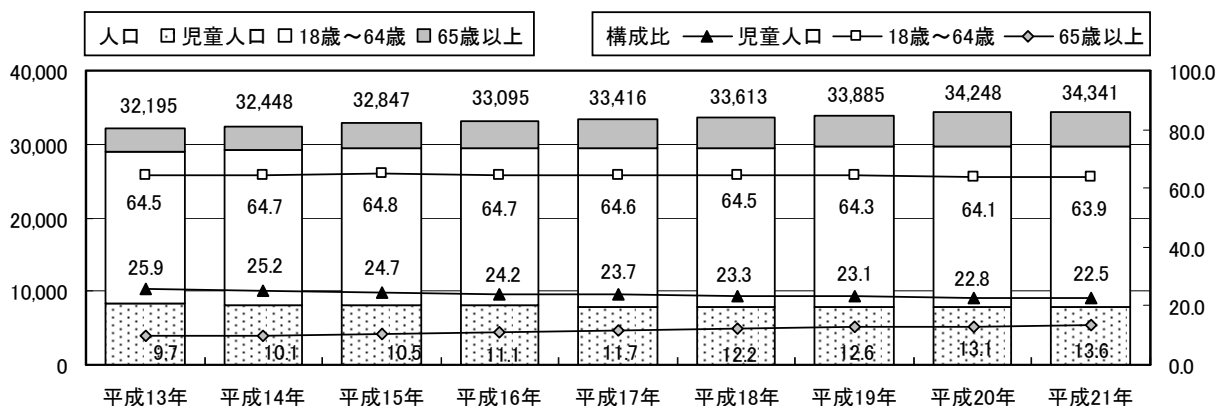
表3-1 総人口・年齢三区分別人口の推移

単位：人、%

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口		32,195	32,448	32,847	33,095	33,416	33,613	33,885	34,248	34,341
児童人口		8,325	8,183	8,096	8,001	7,914	7,841	7,817	7,813	7,738
	0～5歳	2,541	2,531	2,527	2,484	2,451	2,417	2,453	2,471	2,432
	6～11歳	2,708	2,668	2,663	2,625	2,613	2,594	2,562	2,581	2,589
	12～17歳	3,076	2,984	2,906	2,892	2,850	2,830	2,802	2,761	2,717
18～64歳		20,753	20,989	21,293	21,414	21,589	21,667	21,792	21,957	21,947
65歳以上		3,117	3,276	3,458	3,680	3,913	4,105	4,276	4,478	4,656
構成比	児童人口	25.9	25.2	24.7	24.2	23.7	23.3	23.1	22.8	22.5
	18～64歳	64.5	64.7	64.8	64.7	64.6	64.5	64.3	64.1	63.9
	65歳以上	9.7	10.1	10.5	11.1	11.7	12.2	12.6	13.1	13.6

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

図3-1 総人口・年齢三区分別人口の推移



(2) 児童人口の推計

平成 22 年から平成 29 年までの各年 4 月 1 日時点の児童人口の推計をみると、児童人口全体(0 歳～17 歳)では、平成 24 年まで減少傾向にあります。その後はやや増加傾向となります。

年齢層別の推計では、0 歳～5 歳人口は平成 22 年から平成 27 年まで増加傾向となります。その後緩やかな減少傾向となります。

6 歳～11 歳人口は平成 22 年に増加し、その後は緩やかに減少しますが、平成 29 年には再び増加に転じます。

12 歳～17 歳人口は平成 25 年まで徐々に減少する傾向にあります。その後緩やかな増加となります。

図 3-2 児童人口の推計(0 歳～17 歳人口)

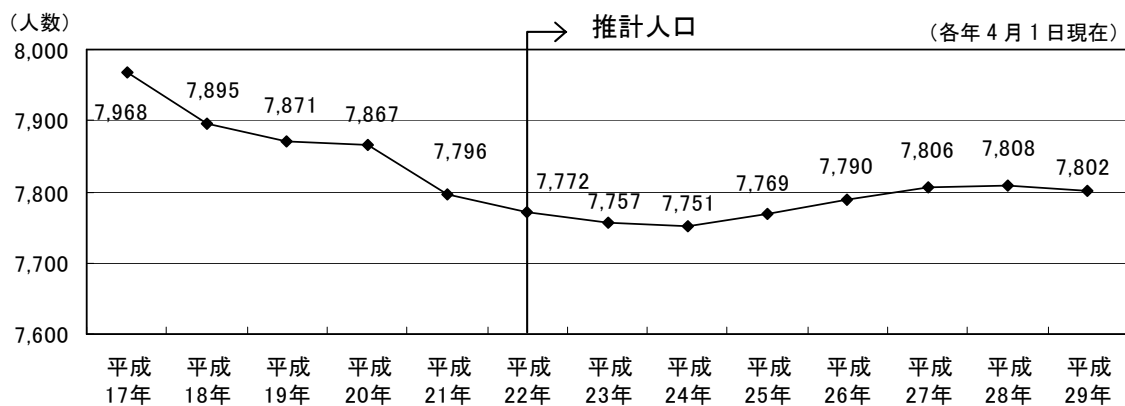
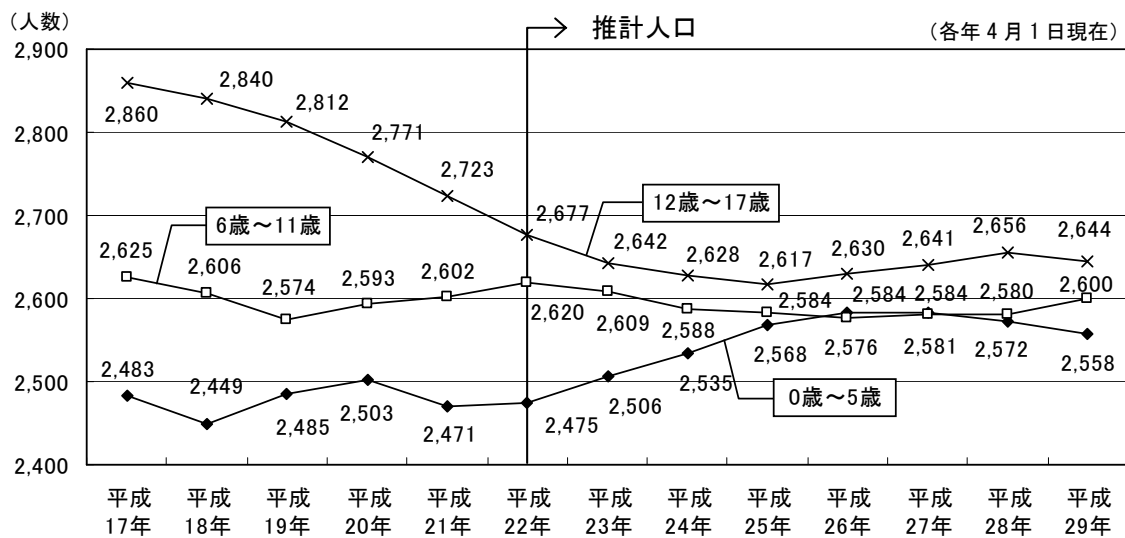


図 3-3 児童人口の推計(年齢層別)



(3) 人口動態

本町の自然動態は、常に出生数が死亡数を上回り、毎年ほぼ200人以上の増となります。

一方、社会動態(転入、転出)による人口の変動は増減を繰り返しながら推移しています。

平成19年には転入が転出を大きく上回り、人口は301人増となったものの、翌平成20年では逆に転出が転入を大きく上回り、人口は206人減となっています。いずれも、これまでになく大きな増減数となります。

平成19年の社会動態の人口増の要因として、池田区におけるホームレス自立支援施設(NPO法人)の設置に伴う入所者の住民登録のほか、我謝区、与那城区、棚原区の集合住宅や新築住宅の増及び東崎地区の新築住宅の増によるものと考えられます。

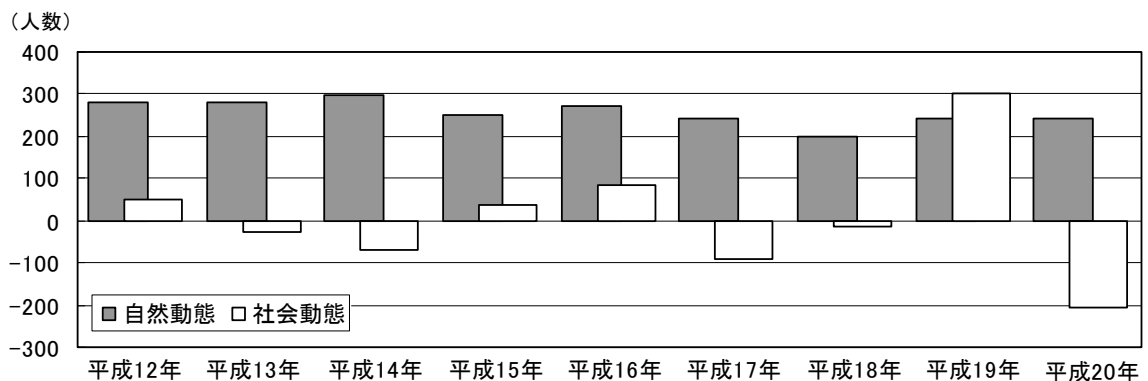
表 3-2 人口動態の推移

単位：人

年度	自然動態			社会動態									総増減数
	出生	死亡	増減	転入				転出				増減	
				県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計		
平成12年	424	143	281	754	1,664	36	2,454	624	1,757	24	2,405	49	330
平成13年	423	142	281	713	1,664	35	2,412	678	1,733	29	2,440	△28	253
平成14年	429	131	298	746	1,583	33	2,362	820	1,588	25	2,433	△71	227
平成15年	401	149	252	831	1,658	40	2,529	667	1,810	14	2,491	38	290
平成16年	411	138	273	807	1,667	40	2,514	688	1,724	16	2,428	86	359
平成17年	396	154	242	772	1,464	31	2,267	726	1,606	27	2,359	△92	150
平成18年	377	178	199	851	1,518	24	2,393	817	1,524	65	2,406	△13	186
平成19年	406	166	240	908	1,628	22	2,558	763	1,478	16	2,257	301	541
平成20年	412	168	244	817	1,406	42	2,265	871	1,582	18	2,471	△206	38

資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」(各年1月～12月まで)

図 3-4 人口動態の推移



(4) 母親の年齢階級別出生数

母親の年齢階級別の出生数では、25歳～29歳と30歳～34歳の出生数が多く、合わせると全出生数の6割前後を占めます。続いて、20歳～24歳と35歳～39歳が多く、合わせると全体の3割程度を占めます。

なお、30歳～34歳と25歳～29歳の出生数は増加傾向にあります。

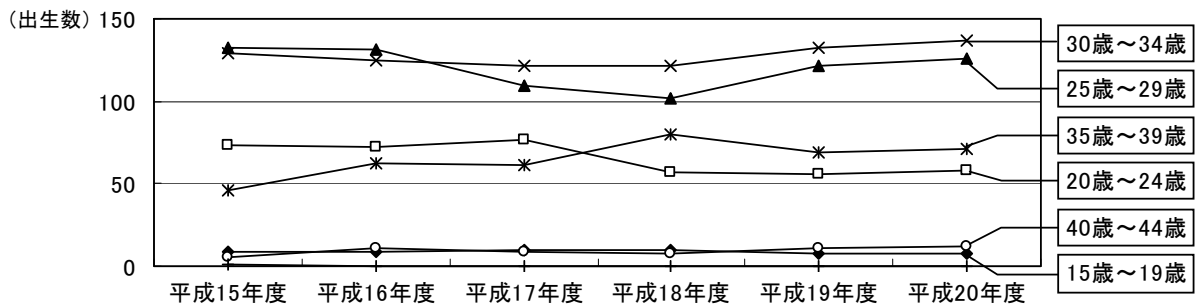
表 3-3 母親の年齢階級別出生数の推移

単位：人

年齢階級	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
15～19歳	9	9	10	10	8	8
20～24歳	73	72	77	57	56	58
25～29歳	133	131	109	102	122	126
30～34歳	129	125	121	122	133	137
35～39歳	46	62	61	80	69	71
40～44歳	6	11	9	8	11	12
45～49歳	1	0	0	0	0	0
計	397	410	387	379	399	412

資料：平成15年度～平成19年度は沖縄県「衛生統計年報」、平成20年度は町より

図 3-5 母親の年齢階級別出生数の推移



(5) 出生率

沖縄県の出生率は全国より高い位置にあり、本町の出生率は、沖縄県と比べると大きな差はありませんが、平成17年以降では県よりやや低くなります。

表 3-4 出生率の推移

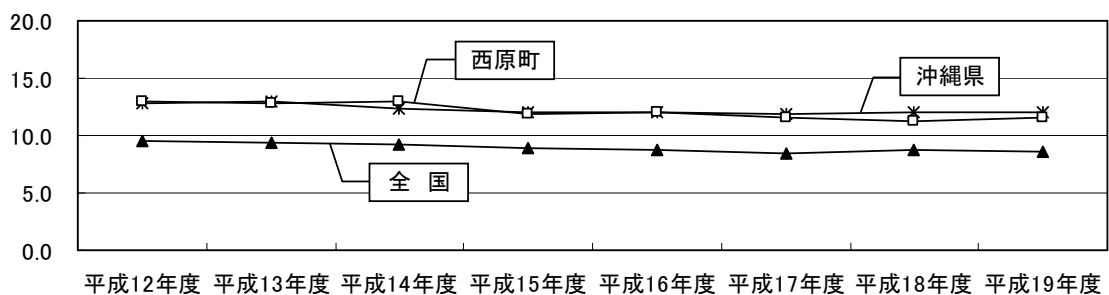
単位：‰

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
西原町	13.0	12.8	13.0	11.9	12.1	11.6	11.2	11.6
沖縄県	12.8	13.0	12.4	12.1	12.1	11.9	12.0	12.1
全国	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6

資料：沖縄県の母子保健

出生率 = (年間出生数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

図 3-6 出生率の推移



(6) 婚姻率

沖縄県の婚姻率は、常に全国より高い位置にあります。本町の婚姻率は、平成12年と平成17年以外の年では全国より低くなります。また、平成17年から平成19年にかけて婚姻率は大きく低下しています。

表 3-5 婚姻率の推移

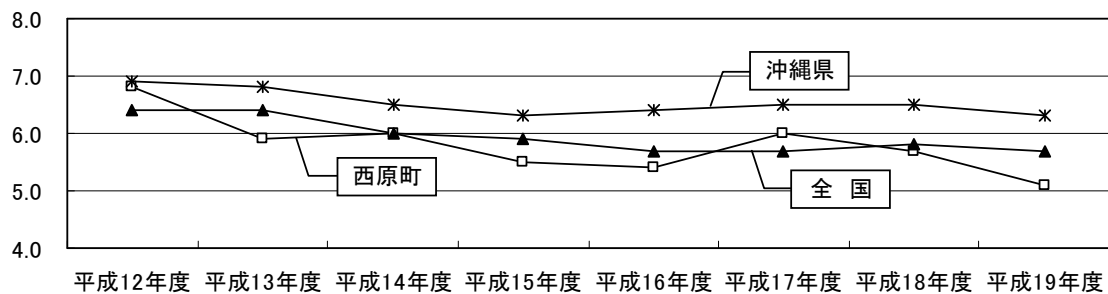
単位：件、‰

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
西原町	6.8	5.9	6.0	5.5	5.4	6.0	5.7	5.1
婚姻件数	222	192	197	184	183	200	192	175
沖縄県	6.9	6.8	6.5	6.3	6.4	6.5	6.5	6.3
全国	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7

資料：沖縄県の母子保健

$$\text{婚姻率} = (\text{年間婚姻届出件数} / \text{各年10月1日現在人口}) \times 1000$$

図 3-7 婚姻率の推移



(7) 離婚率

離婚率についても、沖縄県の離婚率は毎年全国より0.5ポイントから0.7ポイント高くなります。本町の離婚率は、平成16年では沖縄県と同率ですが、そのほかの年では沖縄県より低く、平成15年には全国より低くなります。

表 3-6 離婚率の推移

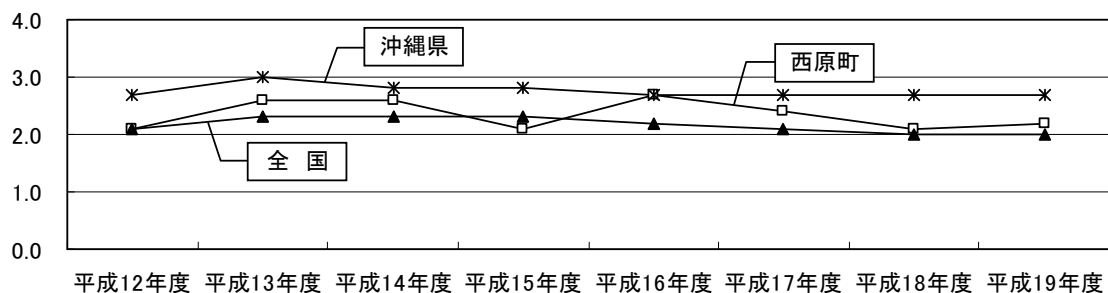
単位：件、‰

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
西原町	2.1	2.6	2.6	2.1	2.7	2.4	2.1	2.2
離婚件数	70	85	86	71	91	79	72	77
沖縄県	2.7	3.0	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7
全国	2.1	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0

資料：沖縄県の母子保健

$$\text{離婚率} = (\text{年間離婚届出件数} / \text{各年10月1日現在人口}) \times 1000$$

図 3-8 離婚率の推移



(8) 未婚率

20歳から49歳までの5歳年齢ごとの本町の未婚率の推移をみると、女性では、20歳～24歳の未婚率はやや低下してきていますが、そのほかの年齢ではいずれも高くなってきており、晩婚化や結婚しない女性が増えてきていることが考えられます。特に、出生数の多い25歳～29歳と30歳～34歳の未婚率の伸びが大きいことから、少子化の一つの要因となっていると考えられます。

男性についてもほぼ同様の傾向にあります。各年齢層でいずれも女性より高い未婚率となります。

平成17年の未婚率を沖縄県と比べると、男女とも、20代(20歳～29歳)の未婚率は本町が高く、30代(30歳～39歳)、40代(40歳～49歳)の未婚率は沖縄県が高くなります。

表 3-7 未婚率の推移(女性) 単位：%

年齢	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	沖縄県
20～24歳	80.8	88.3	86.8	85.7	82.7
25～29歳	38.6	47.8	55.3	58.9	55.4
30～34歳	14.2	19.4	26.6	33.7	33.8
35～39歳	8.0	10.0	11.2	18.0	19.9
40～44歳	5.6	7.0	6.9	9.3	13.5
45～49歳	2.5	5.7	5.9	6.3	10.3

資料：総務庁「国勢調査」

図 3-9 未婚率の推移(女性)

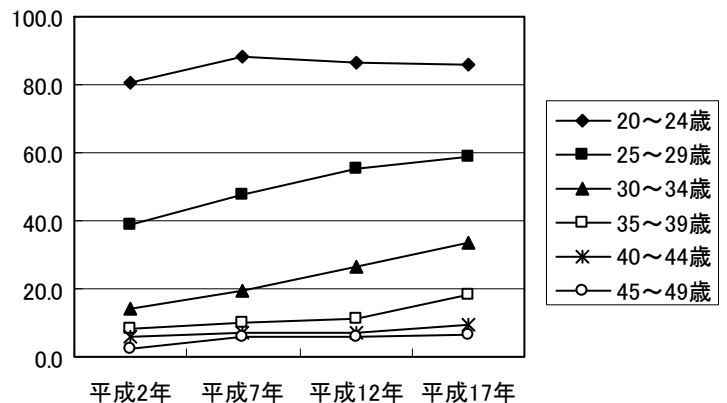
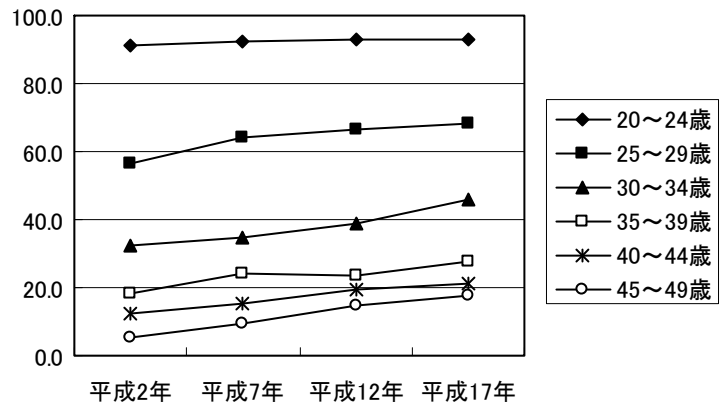


表 3-8 未婚率の推移(男性) 単位：%

年齢	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	沖縄県
20～24歳	91.2	92.3	92.7	93.1	88.6
25～29歳	56.3	63.8	66.7	68.4	66.6
30～34歳	32.5	34.8	39.1	45.9	46.6
35～39歳	18.2	24.2	23.8	27.4	31.3
40～44歳	12.1	15.6	19.5	21.0	24.9
45～49歳	5.2	9.2	14.6	17.4	23.2

資料：総務庁「国勢調査」

図 3-10 未婚率の推移(男性)



2. 世帯・就業の動向

(1) 世帯構成の推移

総人口の増加に伴い、一般世帯総数も増えてきていますが、核家族世帯や単独世帯の増加により、1世帯あたり親族人員は、平成2年の3.57人から平成17年には2.89人に減少しています。

なお、核家族世帯に比べて単独世帯の伸びが大きく、一般世帯総数に占める核家族世帯の比率は徐々に低下しています。

単独世帯の増加は、県外からの転入者や高齢者の一人暮らしが増えてきていることが考えられます。

平成17年の世帯構成比を沖縄県と比べると、核家族世帯の構成比は本町が4.2ポイント高く、単独世帯の構成比は沖縄県が2.7ポイント上回ります。

表 3-9 世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		
		%		%		%	%	沖縄県%	
一般世帯総数	6,786	—	8,305	—	10,112	—	11,256	—	—
1世帯あたり親族人員	3.57	—	3.3	—	3.08	—	2.89	—	—
A. 核家族世帯	4,855	71.5	5,705	68.7	6,883	68.1	7,461	66.3	62.1
1) 夫婦のみ	629	13.0	817	14.3	1,118	16.2	1,373	18.4	22.0
2) 夫婦と子ども	3,638	74.9	4,109	72.0	4,747	69.0	4,800	64.3	57.3
A) 18歳未満の親族がいる世帯	2,907	79.9	3,008	73.2	3,358	70.7	3,162	65.9	65.5
3) ひとり親と子ども	588	12.1	779	13.7	1,018	14.8	1,288	17.3	20.8
B) 18歳未満の親族がいる世帯	291	49.5	340	43.6	430	42.2	514	39.9	38.6
B. その他親族世帯	836	12.3	907	10.9	964	9.5	962	8.5	9.7
C. 非親族世帯	4	0.1	20	0.2	62	0.6	52	0.5	0.8
D. 単独世帯	1,091	16.1	1,673	20.1	2,203	21.8	2,781	24.7	27.4

資料：総務庁「国勢調査」

% (構成比)：A. ~D. は一般世帯総数に対する比率、1) ~3) は核家族世帯に対する比率

A) は夫婦と子ども世帯に対する比率、B) はひとり親と子ども世帯に対する比率



(2) ひとり親世帯

本町のひとり親世帯は、平成15年から平成20年にかけて母子世帯、父子世帯とも増えています。平成15年に対する平成20年のひとり親世帯の増加は、母子世帯が約1.5倍であるのに対し、父子世帯は約3.1倍と急激に増えています。

本町の平成20年の母子世帯の出現率は、5.04%と平成15年より1.44ポイント高くなりますが、県の5.20%よりやや低い状況です。

一方、本町の父子世帯の出現率は平成15年では県より低かったのが、平成20年では県より1.04ポイント高くなります。

次に、児童扶養手当の受給状況から母子世帯となった原因をみると、83.9%と大半が離別(離婚)となります。続いて、未婚が1割余りを占めます。

表3-10 ひとり親世帯

単位：世帯、%

	総世帯数	母子世帯				父子世帯			
		世帯数	増減	出現率(%)		世帯数	増減	出現率(%)	
				西原町	沖縄県			西原町	沖縄県
平成15年	10,977	395	—	3.60	5.39	73	—	0.67	0.90
平成20年	11,952	602	207	5.04	5.20	228	155	1.91	0.87

資料：「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」(各年10月1日現在)

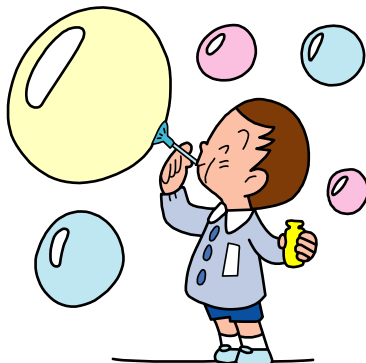
出現率＝世帯数／総世帯数

表3-11 児童扶養手当受給状況

単位：世帯、%

	母子世帯数	原因別					計
		死別	離別	遺棄	未婚	その他	
西原町	436	4	366	1	45	20	436
構成比	—	0.92	83.90	0.23	10.32	4.59	—
沖縄県(構成比)	—	1.27	82.49	0.38	11.30	4.55	—

資料：沖縄県南部福祉保健所「福祉保健所活動概況」(各年3月末現在)



(3) 就業者数の推移

本町の就業者総数は、人口増に伴い増えてきていますが、平成17年の男性の就業者数は平成12年より減少しています。一方、女性の就業者数は着実に増え続けており、就業者総数に占める割合も昭和60年が33.7%であるのに対し、平成17年では42.9%となります。

産業分類でみると、農業を中心とした第一次産業の就業者数は減少傾向にあり、建設業を中心とした第二次産業も平成17年では減少しています。第一次産業、第二次産業とも平成17年の男性の就業者数は、平成12年に比べて大きく減少しています。

就業者の増加はサービス業や卸・小売業・飲食業を中心とした第三次産業が大きく、特に女性の進出がめざましく、平成2年の3,056人に対し平成17年では5,250人と、2,194人増となります。

表3-12 男女別産業別就業者数の推移

単位：人

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
就業者総数	5,681	2,884	6,416	3,685	7,213	4,669	8,123	5,594	7,958	5,969
第一次産業	562	79	471	85	386	85	336	62	280	68
農業	549	77	456	83	371	80	324	61	269	65
林業	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
漁業	13	1	15	2	15	5	11	1	11	3
第二次産業	1,800	429	1,990	524	2,110	583	2,258	623	2,036	581
鉱業	4	0	4	0	6	1	1	2	1	0
建設業	1,044	101	1,244	144	1,350	204	1,580	240	1,465	197
製造業	752	328	742	380	754	378	677	381	570	384
第三次産業	3,307	2,361	3,928	3,056	4,711	3,992	5,506	4,894	5,502	5,250
電気・ガス・熱供給・水道	40	8	53	12	72	16	76	21	67	16
運輸・通信業	480	49	538	71	598	100	668	121	811	187
卸売・小売・飲食業	1,007	918	1,201	1,063	1,454	1,368	1,638	1,675	1,556	1,734
金融・保険業	111	91	107	132	161	193	128	157	132	140
不動産業	49	18	79	34	85	40	87	35	105	50
医療・福祉										
教育・学習支援業										
サービス業	1,224	1,166	1,535	1,608	1,879	2,083	2,377	2,622	2,332	2,898
公務	396	111	415	136	462	192	532	263	499	225
分類不能	12	15	27	20	6	9	23	15	140	70

資料：総務庁「国勢調査」

3. 母子保健の状況

(1) 乳幼児健康診査受診率

本町の乳幼児健康診査の受診率をみると、乳児一般健康診査では、平成19年度が92.0%と県の受診率を大きく上回りますが、そのほかの年度では、県の受診率と大差ありません。

1歳6ヵ月児健康診査の受診率は、平成20年度では県の受診率を下回っていますが、そのほかの年度ではいずれも県の受診率を上回り、特に平成19年度の受診率は90.7%ともっとも高くなります。

3歳児健康診査の受診率は、平成16年度から平成18年度にかけて県の受診率を上回り、平成18年度の受診率は87.1%と高率となりますが、平成19年度と平成20年度に大きく低下し、県の受診率を下回ります。

表 3-13 乳児一般健康診査の受診率 単位：%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
西原町	83.7	86.8	86.1	92.0	87.6
沖縄県	84.8	85.7	87.2	87.5	88.5

資料：「沖縄県の母子保健」

図 3-11 乳児一般健康診査の受診率

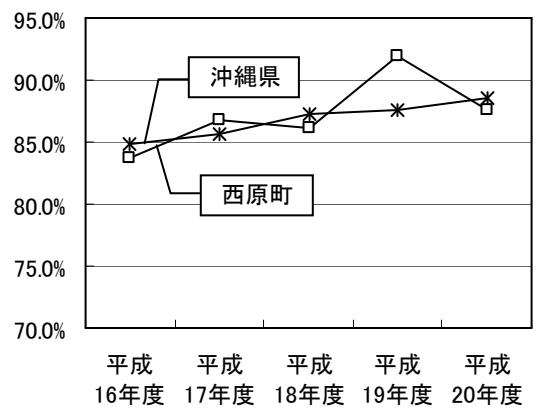


図 3-12 1歳6ヵ月児健康診査の受診率

表 3-14 1歳6ヵ月児健康診査の受診率 単位：%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
西原町	86.0	84.3	85.2	90.7	83.7
沖縄県	84.1	83.9	84.0	85.7	86.6

資料：「沖縄県の母子保健」

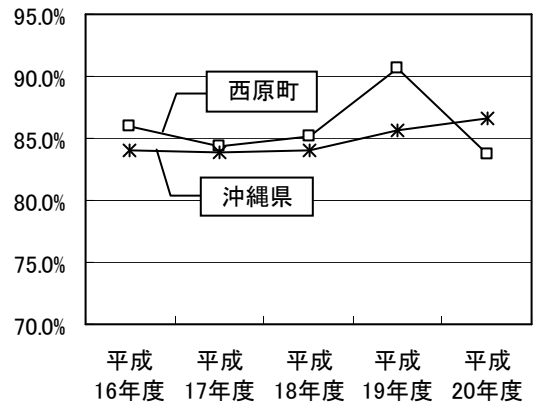
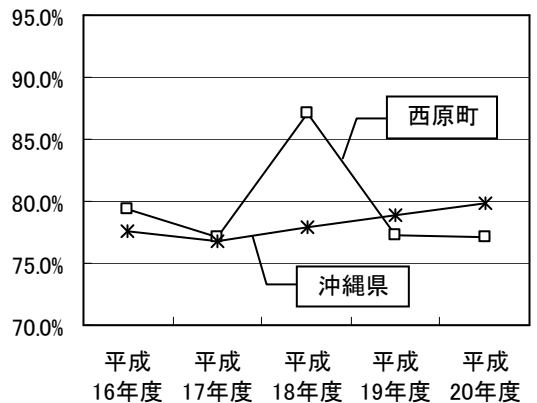


図 3-13 3歳児健康診査の受診率

表 3-15 3歳児健康診査の受診率 単位：%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
西原町	79.4	77.1	87.1	77.3	77.1
沖縄県	77.5	76.7	77.9	78.9	79.8

資料：「沖縄県の母子保健」



(2) むし歯罹患率

1歳6ヵ月児と3歳児の健康診査におけるむし歯罹患率をみると、本町の1歳6ヵ月児の罹患率は、平成17年度では県より高いものの、そのほかの年度ではいずれも県の罹患率を下回り、特に平成20年度は0.6%と極めて低率となります。

3歳児のむし歯罹患率は、1歳6ヵ月児に比べると本町、沖縄県とも大きく上昇し、平成16年度と平成19年度では、本町の罹患率が沖縄県を上回ります。

なお、1歳6ヵ月児と3歳児のむし歯罹患率は、本町及び沖縄県とも低下する傾向にあります。

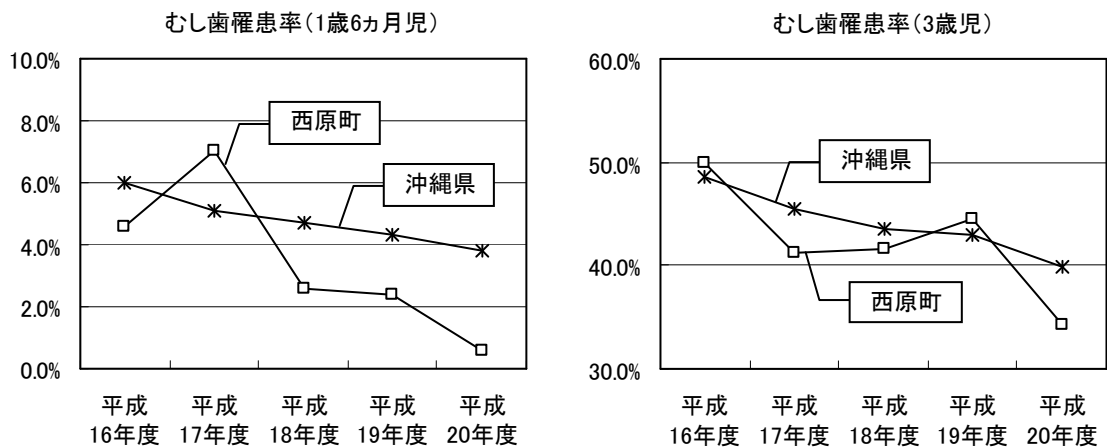
表3-16 むし歯罹患率

単位：%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1歳6ヵ月児	西原町	4.6	7.0	2.6	2.4	0.6
	沖縄県	6.0	5.1	4.7	4.3	3.8
3歳児	西原町	50.0	41.3	41.7	44.6	34.2
	沖縄県	48.6	45.5	43.5	42.9	39.9

資料：「沖縄県の母子保健」

図3-14 むし歯罹患率



(3) ベビースクール

ベビースクールは参加者の増に伴い、平成18年度から開催回数(開催日数)を増やしました。参加者は平成14年度まで減少傾向にありましたが、呼びかけの方法を工夫することで参加者が増えました。

表3-17 ベビースクール開催回数・参加者数

単位：人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	12	12	11	12	12	12	12	23	23	23
参加者数	148	157	103	67	149	144	111	169	205	234

資料：町福祉課

(4) 訪問事業

妊婦訪問はリスクの高い妊婦を優先して訪問しているため、平成 13 年度以降対象者は限られています。

新生児訪問(生後 28 日未満)では、初産の妊婦を重点的に訪問しています。

平成 19 年度より、生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)」が始まり、平成 19 年度は事業体制を整える期間が必要であったため、訪問件数は少なくなっていますが、平成 20 年度は 82.3%の訪問率となります。また、1 割の家庭については、新生児訪問と同時に実施しました。

表 3-18 妊婦・新生児訪問指導

単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
妊婦訪問	20	16	2	3	0	0	3	0	0	2
新生児訪問(実人数)	38	43	77	59	18	36	36	55	48	41
新生児訪問(延べ人数)	39	49	81	60	20	39	37	61	55	44

資料：町福祉課

表 3-19 こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

単位：件、%

	家庭訪問対象 全家庭数	生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業による家庭訪問数			
				うち、新生児訪問指導等と同時に実施	
		訪問件数	訪問率(%)	訪問件数	訪問率(%)
平成 19 年度	391	77	19.7	42	10.7
平成 20 年度	412	339	82.3	41	10.0

資料：町福祉課



4. 保育の状況

(1) 保育所(園)の状況

本町の保育所(園)は、公立保育所が2箇所、認可保育園が6園あり、入所児の定員数は790人ですが、弾力化により定員を超えて受け入れています。平成21年3月末では、116人を弾力化で受け入れています。

通常保育以外のサービスとしては、全保育所(園)で延長保育を実施しています。また、西原白百合保育園とさざなみ保育園の2園で一時保育を実施しているほか、子育て支援センターが設置されています。そのほか、公立保育所2箇所と愛和保育園、小川保育園、さくらんぼ保育園の3園で障害児保育を行っています。

平成20年度に認可保育園を1園(定員90人)増設したことで入所(入園)児は増えましたが、待機児童は年々増えてきており、保育園の増設により一旦は減少したものの、平成21年度には再び増えています。

表3-20 保育所(園)整備状況

単位：人

施設名称	定員	入所児童数	通常保育外サービス			
			延長保育	一時保育	障害児保育	支援センター
西原保育所	60	71	○		○	
坂田保育所	100	113	○		○	
西原白百合保育園	120	134	○	○		○
愛和保育園	120	139	○		○	
さざなみ保育園	150	179	○	○		○
小川保育園	60	70	○		○	
さくらんぼ保育園	90	109	○		○	
さわふじ保育園	90	91	○			
合計	790	906				

資料：町福祉課(平成21年3月末日現在)

表3-21 年齢別入所児童数の推移

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0歳児	54	61	60	71	73
1歳児	133	144	147	166	162
2歳児	150	161	160	179	190
3歳児	165	182	181	204	197
4歳児	157	165	181	186	185
5歳児	51	52	65	82	81
合計	710	765	794	888	888

資料：町福祉課(各年4月1日現在)

表3-22 待機児童数の推移

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0歳児	5	20	6	6
1歳児	13	35	12	37
2歳児	26	33	18	24
3歳児	5	29	4	19
4歳児・5歳児	7	8	1	2
合計	56	125	42	88

資料：町福祉課(各年3月末日現在)

(2) 認可外保育園

町内認可外保育園は7園で、平成21年5月1日現在(1園は平成22年3月1日現在)で374人の園児が在籍しています。そのうちの約57%(213人)が本町の乳幼児です。

表 3-23 幼稚園園児数の推移

単位：人

	町内	町外	合計
海星保育園	32	48	80
こばと保育園	27	66	93
サウンド幼児学園	35	39	74
美原幼児学園	61	3	64
我謝保育園	28	2	30
マイマイクラブ	18	3	21
にこにこ乳児園	12	0	12
合計	213	161	374

資料：各認可外保育園(平成21年5月1日現在)

「にこにこ乳児園」については、平成22年3月1日現在

(3) 幼稚園の園児数

公立の幼稚園は4園で、それぞれ4歳からの2年保育を実施しています。園児は平成19年度以降400人前後で推移しています。また、4歳児は年次的に定員増を図っています。

私立幼稚園に通園している本町の児童数については、資料提供のあった「善隣幼稚園」「クララ幼稚園」「真栄原カトリック」の3園に、現在29人の園児が在籍しています。各園とも満3歳から保育を行っています。また、預かり保育も行われており、本町の待機児童解消の一端を担っています。

表 3-23 幼稚園園児数の推移

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4歳児	50	75	100	100	112
5歳児	334	284	308	293	281
合計	384	359	408	393	393

資料：町福祉課(各年4月1日現在)

表 3-24 私立幼稚園の町内園児

単位：人

園名	善隣幼稚園	クララ幼稚園	真栄原カトリック	合計
本町児童数	7	6	16	29
満3歳児	0	2	2	4
3歳児	4	3	3	10
4歳児	2	0	6	8
5歳児	1	1	5	7

資料：私立幼稚園(平成21年10月1日現在)

(4) 放課後児童クラブ(学童クラブ)

町内には放課後児童クラブが5箇所あり、利用している子は平成21年7月1日現在178人で、小学校低学年の子が約8割を占めます。

表 3-25 放課後児童クラブ利用児童数

単位：人

児童クラブ名称	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	合計
海星学童センター	5	4	3	9	0	0	21
オナガスports学童クラブ	15	10	3	0	0	1	29
太陽学童	9	6	7	6	7	9	44
学童ミッキークラブ	24	10	12	0	0	0	46
さくらんぼ学童園	19	12	5	2	0	0	38
合計	72	42	30	17	7	10	178

資料：町福祉課(平成21年7月1日現在)



5. 障害児保育・教育

本町では、障害のある子が保育所(園)や幼稚園での集団生活になじめるよう、入所(入園)前の生活指導や基本的な生活習慣を指導する場として「障害児通園事業(あゆみ)」を実施しています。現在8人の子が通園しています。

保育所(園)・幼稚園では障害者手帳所持児や特別児童扶養手当該当児に対し、加配の保育士を配置しています。

障害児通園事業及び保育所(園)・幼稚園に通う障害のある子は、平成19年までは20人弱でしたが、平成20年では25人、平成21年では24人と増えています。

小学校、中学校における特別支援学級は言語と知的のクラスが上がり、在籍する児童の人数は増える傾向にあります。また、言語障害に比べて知的障害の子が多い状況です。

表3-26 障害児保育状況

単位：人

施設等名称		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
心身障害児通園事業(坂田児童館)		6	4	3	8	8
保育所(園)	西原保育所	2	2	3	4	3
	坂田保育所	6	4	4	2	3
	愛和保育園	1	2	3	3	3
	小川保育園	1	2	0	1	2
	さくらんぼ保育園	0	0	2	2	2
	小計	10	10	12	12	13
幼稚園	坂田幼稚園	1	2	2	1	1
	西原幼稚園	0	0	0	0	2
	西原東幼稚園	0	0	0	0	0
	西原南幼稚園	2	2	2	4	0
	小計	3	4	4	5	3
合計		19	18	19	25	24

資料：保育所(園)は町福祉課(各年4月末日現在)、心身障害児通園事業は町福祉課(各年3月末日現在)
幼稚園は町教育委員会(各年4月末日現在)

表3-27 特別支援学級児童数

単位：人

学校名		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
		言語	知的	言語	知的	言語	知的	言語	知的
小学校	坂田小学校	0	2	0	9	1	4	1	6
	西原小学校	2	3	1	4	2	5	2	5
	西原東小学校	2	2	3	2	4	1	4	1
	西原南小学校	1	1	1	1	1	2	2	4
中学校	西原中学校	0	2	0	1	0	1	0	1
	西原東中学校	0	5	0	3	0	4	0	5
合計		5	15	5	20	8	17	9	22

資料：町教育委員会(各年4月末日現在)

6. 学校保健

(1) 肥満度

児童生徒の肥満度をローレル指数で見ると、小学生全体ではローレル指数 160 以上(太りすぎ)の児童が 5.7%、99 以下(やせすぎ)の児童が 0.6%となります。中学生全体では 160 以上が 4.0%と小学生に比べて比率は低くなりますが、99 以下が 3.6%と小学生に比べて大きく上昇しています。

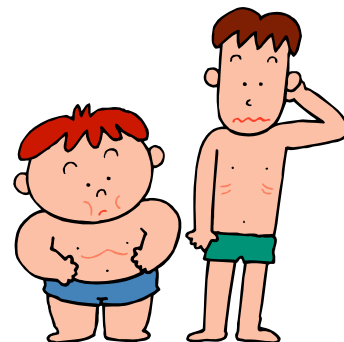
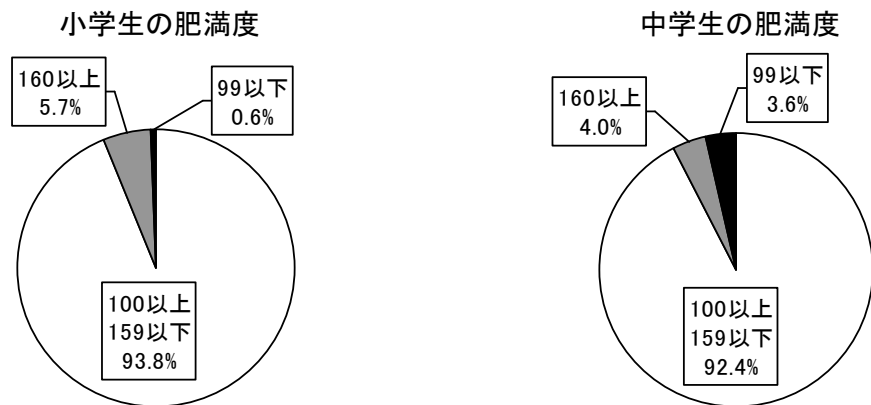
表 3-28 肥満度

単位：人、%

性別		小学校						中学校				
区分		小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	合計	中 1	中 2	中 3	合計
検査人員数		397	409	377	409	406	405	2,403	369	371	392	1,132
ローレル 指数	160 以上	29	14	21	21	23	28	136	13	16	16	45
	率	7.3	3.4	5.6	5.1	5.7	6.9	5.7	3.5	4.3	4.1	4.0
	99 以下	0	0	1	5	3	5	14	19	16	6	41
	率	0.0	0.0	0.3	1.2	0.7	1.2	0.6	5.1	4.3	1.5	3.6

資料：町教育委員会 学校保健統計(平成 21 年度)

図 3-15 肥満度



(2) 視力

小学生の視力は全体では 1.0 未満 0.7 以上が 14.7%、0.7 未満 0.3 以上が 11.6%、0.3 未満が 15.5%で、もっとも視力が弱い 0.3 未満の児童がもっとも多い状況です。

視力が 1.0 未満 0.7 以上の児童の比率は学年が上がるに従い低くなり、小学校 6 年生では 9.7% となります。一方、0.7 未満 0.3 以上の児童の比率は小学校 6 年生で大きく上昇しています。また、0.3 未満の児童の比率は学年が上がるに伴い高くなり、特に小学校 4 年生から急に高くなります。

中学生の視力は全体では、1.0 未満 0.7 以上が 7.6%と小学生の比率に比べて大きく低下しています。一方、0.7 未満 0.3 以上が 12.4%、0.3 未満が 20.4%で、いずれも小学生に比べて高い比率となります。

総じて、小学生、中学生ともおよそ 4 割の子が 1.0 未満の視力となります。

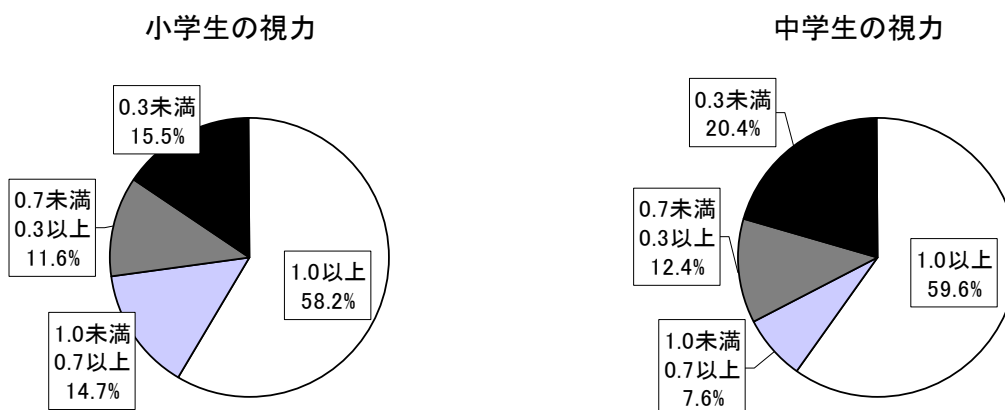
表 3-29 視力の状況

単位：人、%

性別		小学校							中学校			
区分		小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
受検者数		394	407	375	410	401	403	2,390	368	362	411	1,141
裸 眼 視 力 1.0 未 満	1.0 未満 0.7 以上	69	67	61	65	50	39	351	27	34	26	87
	率	17.5	16.5	16.3	15.9	12.5	9.7	14.7	7.3	9.4	6.3	7.6
	0.7 未満 0.3 以上	31	46	47	46	45	63	278	41	47	53	141
	率	7.9	11.3	12.5	11.2	11.2	15.6	11.6	11.1	13.0	12.9	12.4
	0.3 未満	11	26	38	84	93	118	370	73	64	96	233
	率	2.8	6.4	10.1	20.5	23.2	29.3	15.5	19.8	17.7	23.4	20.4
計		111	139	146	195	188	220	999	141	145	175	461
検査を省略した者		0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	13

資料：町教育委員会 学校保健統計(平成 21 年度)

図 3-16 視力の状況



(3) むし歯

むし歯罹患率は小学生全体では 78.7%、中学生全体では 80.3%となります。小学 1 年生から中学 1 年生にかけては、学年が上がるに伴い、未処置歯のある児童の比率は低くなりますが、中学 2 年から再度高くなります。

表 3-30 むし歯の状況

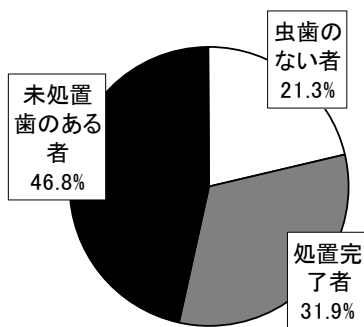
単位：人、%

性別		小学校						中学校				
区分		小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	合計	中 1	中 2	中 3	合計
受検者数		397	408	375	409	402	368	2,359	369	361	418	1,148
う 歯 の あ る 者	処置完了者	83	115	115	148	157	134	752	167	156	154	477
	率	20.9	28.2	30.7	36.2	39.1	36.4	31.9	45.3	43.2	36.8	41.6
	未処置歯のある者	210	219	199	198	155	123	1,104	114	144	187	445
	率	52.9	53.7	53.1	48.4	38.6	33.4	46.8	30.9	39.9	44.7	38.8
	計	293	334	314	346	312	257	1,856	281	300	341	922
	率	73.8	81.9	83.7	84.6	77.6	69.8	78.7	76.2	83.1	81.6	80.3
う歯のない者		104	74	61	63	90	111	503	88	61	77	226

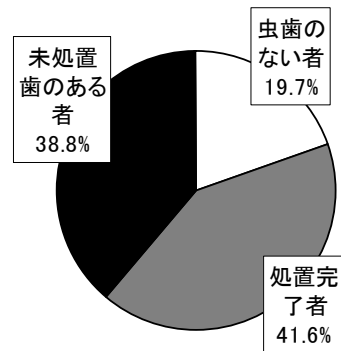
資料：町教育委員会 学校保健統計(平成 21 年度)

図 3-17 むし歯の状況

小学生のむし歯の状況



中学生のむし歯の状況



7. 児童生徒の問題行動

児童生徒の暴力やいじめ、不登校の推移をみると、中学生の暴力は年々増加し、平成20年度では9件となります。また、小学生では平成18年度に1件ありました。

いじめについては、小学校、中学校とも年々減少し、全体では平成18年度の15件に対し、平成20年度では3件となります。

不登校については、小学生では平成18年度が9人、平成19年度が10人となりますが、平成20年度では19人と大きく増えました。また、中学生ではさらに増え、平成18年度が36人、平成19年度が37人、平成20年度が26人となります。小学生、中学生を合わせた不登校の児童生徒数は、45人から47人で推移しています。

そのほか、平成20年度では町内中学生のからんだ飲酒が10件発生しています。

表 3-31 児童生徒の問題行動の推移

単位：件、人

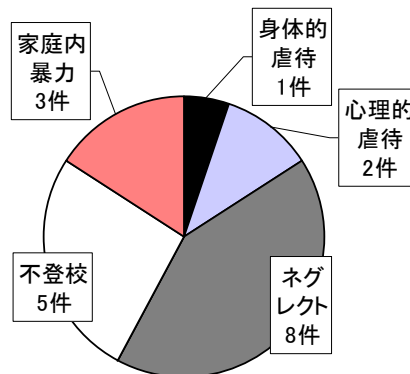
学校名	暴力件数(2月現在)			いじめ件数(2月現在)			不登校人数(2月現在)		
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度
坂田小学校	0	0	0	3	0	0	4	4	3
西原小学校	1	0	0	0	0	0	4	3	11
西原東小学校	0	0	0	1	2	1	0	1	3
西原南小学校	0	0	0	0	0	0	1	2	2
小計	1	0	0	4	2	1	9	10	19
西原中学校	3	2	6	8	4	1	12	21	14
西原東中学校	1	3	3	3	2	1	24	16	12
小計	4	5	9	11	6	2	36	37	26
合計	5	5	9	15	8	3	45	47	45

資料：町教育委員会

8. 要保護児童の内訳

平成20年度において要保護児童として認知された件数は19件で、内訳をみると、ネグレクト(養育放棄)が8件ともっとも多く、続いて、不登校が5件、家庭内暴力が3件、心理的虐待が2件、身体的虐待が1件となります。

図 3-18 要保護児童の内訳



資料：町福祉課(平成20年度)

施策の推進

第4章 施策の推進

第1節 地域における子育て支援

1. 保育サービスの充実

【現状と課題】

■待機児童の解消

- 待機児童の解消については、これまで認可外保育施設の認可化、保育所(園)の定員増や分園の整備、入所児童数の弾力化及び幼稚園の2年保育の実施に努めてきました。しかし、一時的には改善されるものの増大する保育需要には追いつかず、待機児童は増え続けています。特に、年度途中から0歳児のニーズが多くなりますが、乳児は保育単価が高く、受け入れ枠の拡大が厳しい状況にあります。
- 待機児童が減少しない要因として、女性(母親)の就業率の上昇や核家族化の進行及びひとり親の増大などにより、日中の保育が困難な家庭が増えていることが考えられます。
- 待機児童解消のために、平成21年度に「西原町待機児童解消対策検討会議」を設置し、これまでの取り組みに加え、指定保育施設の導入、家庭的保育制度(保育ママ)の導入、預かり保育の充実、幼稚園の3年保育の実施、事業所内保育施設の推進など様々な対策が検討されています。
今後とも中長期的な視点に立ち、待機児童の解消に資する対策を検討し、講じることが求められています。

■通常保育事業

- 前期計画で設定した通常保育の目標値の達成状況は、平成20年度で設置箇所数、定員数(弾力化含む)とも目標を達成しています。待機児童の解消に重点を置き、受け入れ枠の拡大を図ってきたことによります。

■延長保育事業

- 前期計画で設定した延長保育の目標値の達成状況は、設置箇所数では全ての保育所(園)で実施しており目標を達成していますが、地域によって需要に差があり定員数の達成率は64%と目標に届いていません。
- ニーズ等調査では利用希望は多いものの、実際に利用する際には利用料が発生することから利用を控える保護者は多いと考えられます。
その一方で、現在、サービスを利用している保護者の中には、延長保育時間をもう少し延長してほしいとの要望もあります。

■保育の質の向上

○保育所(園)では、子どもの発達段階に応じた幼児教育の充実、保護者に対する相談支援、発達障害を含めた障害児保育の充実、食育の推進等多様な役割を担っています。そのため、保育所(園)・保育士に求められる専門性や資質は多岐にわたるため、今後とも資質向上に努める必要があります。

■認可外保育施設への支援

○町内の認可外保育施設(7園)に対して、施設職員及び乳幼児の処遇改善のために、県の補助事業と連動して、乳幼児健康診断費、職員健康診断費、調理員検便費、牛乳代、米代を助成しています。これに加え本町では乳幼児の賠償責任保険料、行事費を全額負担しており、今後とも継続していく必要があります。

■幼稚園の預かり保育

○幼稚園の2年保育は全園(4園)で実施され、前期の目標を達成しています。

○幼稚園の預かり保育についても全園で実施され、前期目標を達成しています。また、預かり保育幼児数は、目標(140人)を大きく上回り現在190人余りとなっています。

しかし、就労する母親が増えたことにより、預かり保育の申し込みが増大し、待機園児が出てきています。

○預かり保育は完全給食となっています。また、夏期休業中及び冬期休業中も保育を行っています。



<< 施策の推進 >>

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①待機児童解消対策検討会議の推進	待機児童の解消を推進するため、引き続き保育に欠ける児童の受け入れ体制の整備について、様々な方策を検討し必要な対策を講じます。また、年度途中からの保育ニーズにも対応可能な保育体制についても検討していきます。	継続	◎												
②通常保育事業の拡充	増大する保育ニーズに対し、待機児童の解消を重点目標に、「待機児童解消対策検討会議」と連動して、保育所(園)の定員増や認可外保育施設の認可化等様々な方策により受け入れ枠の拡大を図ります。	継続	◎												
③家庭的保育事業の実施	待機児童解消の一環として、また、家庭のライフスタイルに対応した柔軟な保育サービスを確保するために、保育士又は看護師の資格を有する保育者の居宅において、少人数の低年齢児(主として3歳未満児)を保育する家庭的保育事業について、財源確保と併せて検討します。	新規	◎												
④延長保育事業の充実	各保育所(園)の利用状況を把握し、利用者の適切な受け入れを指導するとともに、必要に応じて、時間延長について検討します。	継続	◎												
⑤保育の質の向上	保育を直接受ける子どもの最善の利益を保証し、すこやかな育ちを支援するために、保育所(園)職員に対する保育の専門性や資質を高める研修の充実、外部専門家等と連携した保育支援、地域の関係機関・団体と連携した地域交流活動の充実を図ります。また、保育所(園)の運営に関して、自己評価・外部評価の実施を検討します。	継続	◎												
⑥認可外保育施設への支援の推進	町内の認可外保育施設の職員及び乳幼児の処遇向上のために、今後とも、県の補助事業と連動して乳幼児健康診断費、職員健康診断費、行事費等について助成します。	継続	◎												
⑦幼稚園の預かり保育の充実	預かり保育の待機を解消するために、保育スペースの拡大や人員体制の強化を進めます。	継続	○			◎									

主管課：◎ 関連課：○

2. 子育て支援サービスの充実

【 現状と課題 】

■ 休日保育事業

○ 休日保育は前期計画において、ニーズの動向を踏まえて実施予定となっていました。これまで事業実施に至っていません。しかし、今回のニーズ調査では「毎週利用したい」が4.3%、「月に1~2回利用したい」が25.6%あります。このため、利用料等との関連も踏まえて実施を検討する必要があります。

■ 病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業—施設型)

○ 年間の延べ利用者数は、平成17年度まで毎年増え続けていきましたが、平成18年度以降は減少傾向にあります。広報に力を入れるとともに、利用料の助成も行ってきましたが、経済的な理由で利用を控える家庭が増えてきたと考えられます。

現状として、1日の定員枠がある為、定員を超えたニーズに対応できないケースもあります。また、県の助成等の動向を見ながら、実施方法を検討する必要があります。

■ 一時預かり

○ 一時預かり(「一時保育」から名称変更)については、平成20年度から保育士の配置が1人から2人に増員する必要が生じるなど、制度変更があり運営面での課題が出てきました。

○ 利用者数は1日平均3.4人(平成20年度実績)で、実績としては定員を満たしていません。しかし、ニーズ等調査では、利用希望は多いものの空きがないためサービスの利用ができない状況もあり、利用限度日数以上の利用がないかなど、サービス利用の実態を把握し、適切な利用調整を行う必要があります。

■ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

○ 前期計画における放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の目標に対し、設置箇所数は4箇所から5箇所に増やし目標を達成しており、定員数もほぼ目標を達成しています。しかし、ニーズは増大しており、当該事業だけでは対応が困難であり、地域と連携した放課後児童の健全育成に取り組む必要があります。

■ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

○ 設置箇所数の目標は4箇所となっていますが、計画の初年度(平成17年度)に2箇所設置しました。残りの2箇所については、待機児童解消を優先したため、保育園における事業実施に必要なスペースを確保することが困難となり、設置は見送られてきました。今後、保育園の整備に合わせてスペースを確保していく必要があります。

○ 主として、在宅保育の親子が集まり交流や親子遊びなどを通して、楽しく子育てができるよう支援しています。また、子育てに関する相談や情報提供に努めています。

■ファミリー・サポート・センター

○ファミリー・サポート・センターの県内設置は、市で8箇所(1箇所は離島)、3町村広域で1箇所設置されており、ニーズ等調査でも本町の利用者がいるほか、今後の利用希望者もいます。また、公的サービスを補完する柔軟で多様なサービスの提供が可能であることから、今後、設置を検討する必要があります。

■児童館

- 児童館では、体を使った各種ゲームやビデオ上映、集団での遊びなど、バリエーション豊かで、子ども達にとって魅力ある活動を行っています。また、放課後児童の活動や居場所づくりの役割も担っています。
- マミーキッズ(幼児クラブ)やお話クラブ、わははクラブ(ボランティアグループ)等の自主サークルの活動の場となっています。
- 地域を対象とした講座を通して児童館の意義を理解してもらい、地域と継続的な関わりを持っています。また、地域子育て支援センターとの交流や3館合同のイベント(さわふじ交流会等)を定期的に行うことで、より広範囲な交流を促しています。
- 今後、親子での利用促進を図るとともに、指導員研修の充実やボランティア等地域の人材活用を推進し、児童館活動の充実を図る必要があります。

■中央公民館

中央公民館では、「子ども英語教室」や「夏休み親子講座」を開催するほか、「子ども民謡サークル」、「子ども三線サークルひやみかち」など、子ども達のサークル活動の場として利用されています。

■町立図書館

町立図書館では、子ども達の読書への関心を高めるとともに、子育て支援の一環として、図書館ボランティアによる紙芝居の上演や絵本の読み聞かせを行いながら、親子で楽しく遊べる場づくりを行っています。また、子ども向けの映画の上映会も行っています。

■子育ての情報提供

出産や育児及び子育て支援に関わる情報は、それぞれ関係のある課や施設、関係団体等から、町の広報紙やホームページ、子育てガイド、チラシ、ポスター及び一部マスコミ等を活用して提供しています。

しかし、自治会未加入世帯など情報が行き届かない家庭もある一方で、子育て家庭の意識や生活様式の多様化に伴い、必要とする情報も多様なものとなっています。

<< 施策の推進 >>

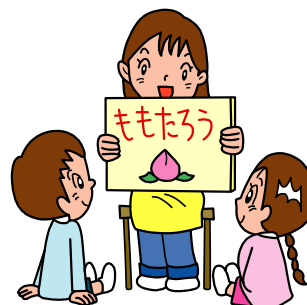
◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①休日保育の検討	休日に保護者の就労等により、家庭での保育が困難な児童を保育所で保育するための休日保育の実施に向け検討します。	新規	◎												
②病後児保育の推進	今後とも、実施施設は1箇所とし、運営費の課題を解消するために、広域的に利用可能な体制を構築し、制度変更に伴う体制等を整備しながら事業を実施します。	継続	◎												
③放課後児童健全育成事業の推進	今後とも、各種情報の提供や指導員の研修等の支援を行うとともに、各学童クラブの活動状況について意見交換等行う場を確保することにより、活動の充実を支援します。 また、地域バランスに配慮し、未整備地区に増設を検討します。	継続	◎			○		○							
④放課後児童の居場所づくりの推進	放課後児童健全育成事業だけでは、増大するニーズへの対応は困難なため、放課後児童の活動を支えるグループを支援するとともに、社会福祉協議会や子ども会、自治会及び地域公民館の利用等地域の関係団体等と連携した放課後児童の居場所づくりを推進します。	新規	◎				○	◎							
⑤一時預かり事業の推進	一時預かり事業は、事業実施施設と調整しながら多くの保護者が適切に利用できるよう、随時利用状況を把握し、利用基準に即した適性利用を推進します。	継続	◎												
⑥地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の充実	これからの保育所（園）整備と併せ、地域バランスに配慮した子育て支援センターを2箇所増設します。 今後とも、地域の子育て支援の拠点として、子育て中の親子が気軽に集まり、親子間の交流や親子のふれあいを深めてもらう場とします。また、子育てに関する相談や情報の提供を行うほか、必要に応じて「西原町子育て支援ネットワーク会議」や関係機関・団体等と連携した支援を行うなど、子育て支援機能の充実を図ります。	継続	◎												
⑦ファミリー・サポート・センターの設置	多様化する保育ニーズに対応していくために、柔軟かつ多様な保育サービスの利用が可能な、ファミリー・サポート・センターを平成24年度に設置します。 設置については、近隣町村との広域的な設置も視野に入れるとともに、他市町村のファミリー・サポート・センターの運営状況等を踏まえて、適切な事業実施体制を構築します。	新規	◎										○		

主管課：◎ 関連課：○

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
⑧児童館活動の充実	児童が放課後も健全に安心して過ごせる場として、これからも、子ども達にとって魅力ある活動を推進していきます。そのため、指導員研修を充実させ資質向上を図ります。 また、地域に開かれた親しみやすい児童館づくりを進め、保護者をはじめ地域の人材やボランティア等に児童館とのかかわりを促し、自然体験活動や社会見学、館外活動など、より多彩な活動ができることを目指します。	継続	◎												
⑨中央公民館の活動の充実及び利用促進	子ども達の多様な活動の場として、子どもや親子を対象とした講座を開催するほか、子ども達のサークル活動の育成支援を図ります。 放課後の居場所づくりも含め、子ども達が公民館を身近に感じ、いつでも気軽に訪れることができるよう、家庭や学校と連携して公民館の周知と利用を促すとともに、子ども達の意見を取り入れた講座等を開催します。	新規						◎							
⑩図書館子育て支援活動の推進	図書館を親子で気軽に訪れることができ、紙芝居や絵本の読み聞かせなどを通して、子どもの読書への関心を高めるとともに、親子で楽しく過ごせる子育て支援の場づくりを推進します。	継続						◎							
⑪子育て情報の提供の充実	今後とも出産・育児、子育てに関わりのある関係課や施設及び関係団体等による情報提供を行うとともに、従来の情報に加え、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な情報が可能な範囲で提供できるよう、「子育てガイドブック」や町のホームページ等の内容の充実を図ります。	継続	◎						○						
⑫子ども手当の支給	家庭における子育ての経済的な支援の充実を図るために、平成22年度より、従来の児童手当に加え、中学校終了までの児童を対象に、子ども手当を支給します。	新規	◎												

主管課：◎ 関連課：○



3. 子育て支援ネットワークづくり

【 現状と課題 】

■西原町子育て支援ネットワーク会議

○子育て支援の向上を図るために、福祉課をはじめ、児童館、保育所(園)、地域子育て支援センター、障害児通園デイサービス「あゆみ」のほか、産業課、町立幼稚園、生涯学習課で組織する「西原町子育て支援ネットワーク会議」があります。会議では情報交換を行うことで、担当者間の連携・協力体制が密になり、保健や食育関連での実践活動の場が広がってきました。

■地域ネットワーク

○行政内のネットワークは形成されてきたものの、子どもや保護者が直面している問題の発見と解決に向けた支援においては、行政サイドの対応だけでは限界があり、住民参加型の子育て支援が必要となります。しかし、地域の子育てに関わる住民活動グループや関係機関・関係団体等、地域全体を網羅した子育て支援のネットワークは構築されていません。

《 施策の推進 》

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①西原町子育て支援ネットワーク会議の推進	今後も、定期的に会議を開催し関係課及び保育所(園)等施設間の情報交換を行うことにより、子育て支援に関わるそれぞれの取り組みや地域の課題を共有し、効果的な事業実施及び課題解決のための連携・協力体制を密にします。	継続	◎				○		○				○		
②西原町子育て支援地域連絡会(仮称)の設置	子育て支援に取り組む地域のグループや関係団体、NPO等の地域資源を有機的につなぎ、本町における子どもの健やかな成長に資する多様な取り組みの充実を図るために、「西原町子育て支援地域連絡会(仮称)」を設置します。連絡会ではグループや団体等の情報交換を通して交流を深め、それぞれの活動において連携・協力を図るものとします。また、問題に直面している子育て家庭の情報を行政に連絡するとともに、個人情報に留意し、可能な範囲で行政と連携した子育て家庭への支援を行います。	新規	◎				○		○				○		

主管課：◎ 関連課：○

第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1. 子どもや母親の健康確保

【現状と課題】

■ハイリスク妊婦の把握

- 親子健康手帳(旧母子健康手帳)の交付は必ず保健師が行うとともに、食生活や妊娠中の過ごし方等の保健指導を行っています。また、妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るために、平成20年度からアンケートにより、ハイリスク妊婦(若年、22週以降の交付、多胎、家庭基盤の問題等)を把握し、必要な助言・指導を行っています。
- 妊婦健康診査の結果や医療機関からのハイリスク妊婦の紹介及び保健所が関わっているケースを把握し、これらハイリスク妊婦に対し、訪問指導の勧奨を強化し、支援に努めています。しかし、ハイリスク妊婦を指導するためのマニュアルが十分整備されていないため、統一した指導が図れないことが課題となっています。
- 妊婦健康診査の公費助成は平成20年度に、これまでの2回から5回へ、さらに、平成21年度では14回(平成23年3月まで)に拡大され、健診の充実が図られています。しかし、医療機関からの健診結果が届くまでに2ヵ月～3ヵ月を要するため、タイムリーな活用が難しい状況です。また、一部の医療機関からは、ハイリスク妊婦の紹介があるものの、多くの医療機関は紹介がありません。ハイリスク妊婦の把握においては、医療機関との協力体制が課題となります。

■訪問指導

- 妊婦訪問指導は、訪問員のマンパワーが十分ではないため、ハイリスクの妊婦を優先的に訪問し、健康管理や安心して出産が迎えられるよう、相談指導に努めています。
- 新生児訪問指導(生後28日未満)は委託助産師により実施しており、初産の産婦には重点的に訪問しています。
また、委託保健師及び町保健師による乳児訪問指導(生後2ヵ月未満)では、産後うつや虐待防止、障害の早期発見を注視する家庭及び疾患を持つ母親のいる家庭について、優先的に訪問しています。
これら訪問に加え、平成19年度より、生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」が開始され、乳児及び産婦への訪問指導の充実が図られました。
- 若年以外のハイリスク妊産婦・乳幼児の把握が十分ではなく、支援が行き届かないケースもあります。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」では、訪問しても不在の為会えない方もいます。様々な時間帯に訪問したり、不在票で連絡をとるなど工夫してきましたが、それでも面談できないことがあります。事業への理解啓発を強化する必要があります。
面談できなかったケースについては、乳幼児健診や予防接種、小児医療費助成申請時などあらゆる機会において面接し、状況把握に努めています。

■乳幼児健康診査

○乳幼児健康診査では、乳児一般健康診査や1歳6ヵ月児健康診査に比べて、3歳児健康診査の受診率が毎年低く、平成20年度の県内市町村順位では、33位と下位に位置づけられます。子どもが3歳になる頃から、就労する母親が増えてくるためか、勧奨を行っても受診率アップは難しい状況です。

また、乳児一般健康診査と1歳6ヵ月児健康診査についても、概ね80%台の受診率で推移しており、更なる受診率の向上を図る必要があります。

■歯科検診

○乳幼児健康診査と同時に実施している歯科検診の結果では、3歳児のむし歯罹患率が高くなります。

○本町では、単独事業として2歳児歯科検診を実施していますが、受診率は50%程度と低く、歯科のみの健診なので受診者が少ないことが考えられます。しかし、保護者の意識の問題もあると思われるため、受診率を高めるために保護者へのむし歯予防の啓発を強化する必要があります。

○1歳6ヵ月児健診と2歳児歯科検診では、フッ素塗布を行っていますが、むし歯予防対策強化のために、3歳児健診でのフッ素塗布を検討する必要があります。

○各歯科検診では、むし歯予防に関する相談指導の充実を図るために、歯科衛生士を配置しています。

■予防接種

○予防接種の呼びかけは、町広報紙や対象児への個別通知によるほか、「西原町子育て支援ネットワーク会議」において、保育所(園)、幼稚園、児童館、子育て支援センター等の関係組織に依頼しています。

○未接種児に対しては、通知や訪問により勧奨に努めていますが、接種率はあまり伸びません。また、転入して来た子育て中の家庭の保護者で、転入手続きはするものの、母子保健の窓口を訪れない方がいるため、子どもの接種履歴が分からず、未接種として積み上げられ、接種率が低くなることもあります。

○乳幼児健診や就学時健診において、未接種児童への接種勧奨を行っています。また、平成21年度より就学時健診においてMR(はしか)の即日接種ができる医療機関を案内しています。今後とも更なる接種率アップを図る必要があります。

○本町では、年1回、予防接種による被害報告がなくても予防接種被害調査委員会(町内医療機関の医師2人を含む)を開催しています。委員会では接種率の向上とそのための連携について話し合っています。

■ベビースクール

- ベビースクールは年6回開催(1回につき4日間)され、内容は離乳食、ベビーマッサージ、運動、読み聞かせなどを行っています。参加者は増加の傾向にあり好評で、受講の様子をホームページで見たいとの要望があります。
- 第1子での参加が6割余りと多くを占めますが、第2子以降の参加者も3割を超えています。また、転入3年以内の参加者がもっとも多いことから、家庭における育児に関する情報だけでなく、公園等子どもと楽しく遊べる場所、地域の子ども会や行事など、子育て支援に関わる多様な情報の提供を考えていく必要があります。
- 「運動」の講座は午前中の開催であるため、参加者は少ない状況です。今後参加者増について検討するとともに、全ての講座において学んだことが、家庭に戻っても適切に実践していけるよう、よりインパクトのある教材の開発に努める必要があります。

■母子保健推進員

- 母子保健推進員は、健診等の受診勧奨や教室への参加勧奨、こんにちは赤ちゃん事業での訪問活動等母子保健事業の推進における多様な業務に関わっており、その重要性は益々高まっています。
しかし、推進員のなり手が少ないため、推進員の任期のあり方など、長く定着できる体制づくりが課題となっています。

■乳幼児の事故予防対策

- 乳幼児の事故予防対策としては、親子健康手帳交付時に事故防止のためのパンフレットを配布しています。また、乳幼児健康診査の会場では事故防止を啓発するパネルや幼児の視野体験めがね(チャイルドビジョン)を展示しています。さらに、ベビースクールでも事故防止の指導に努めています。
- 事故防止ミニチュアセットなど、一見して事故防止のポイントが理解できる媒体がなく、今後、検討する必要があります。

■相談

- 乳幼児健康診査時に、保護者の個別相談に対応していますが、保健師や栄養士等のマンパワーが十分ではないため、相談者1人に対応する時間を短くせざるを得ない状況です。
- 町保健師が児童館やサークル及び保育所(園)からの要請に応じて、出張により相談や子育てに関する講話・講座を開催するなどの支援に努めています。
- その他各事業を通じた相談や来所、電話による相談に対応していますが、専用の相談室がないことが課題となっています。

＜ 施策の推進 ＞

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課													
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課			
①親子健康手帳の交付時の指導	今後とも親子健康手帳の交付時には、保健師による面接を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や食生活、飲酒、喫煙等の生活習慣を踏まえた、妊婦中の健康管理について指導を行います。 また、アンケート等を活用して若年、多胎、家庭基盤の問題等があるハイリスク妊婦の把握を行い、必要な助言・指導及び継続的な訪問指導につなぎます。 妊娠の届出は、11週まで行うよう継続した広報を行います。	継続	◎													
②妊婦健康診査の推進	ハイリスク妊産婦の早期把握のために、妊婦健診を行う医療機関に対し、保健所等と連携したハイリスク妊婦の早期の情報提供を要請するとともに、医療機関と連携した妊婦への支援の充実を図ります。	継続	◎													
③妊婦訪問指導の推進	妊婦訪問指導については、今後ともハイリスク妊婦を優先的に訪問し、安心して出産を迎えられるよう、必要に応じて関係機関等と連携した相談指導の充実を図ります。	継続	◎													
④新生児訪問指導の推進	母親の育児に関する心構えや健康管理、相談及び新生児の発育、栄養、疾病予防など母子の健康管理について、必要な指導・助言を行います。	継続	◎													
⑤乳児訪問指導の推進	今後とも、虐待防止や障害の早期発見を注視する家庭及び疾患があり、健康管理の必要性が高い母親がいる家庭への訪問を優先的に行い、乳児の発育や母親の産後の健康状態を把握し、必要な助言・指導を行います。	継続	◎													
⑥こんにちは赤ちゃん事業の推進	子育ての孤立化を防ぐために、今後とも、保護者の様々な不安や悩み及び養育環境を把握し、子育て支援に必要な情報の提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、健やかに子育てができる環境を整えます。 訪問により面談できなかったケースについては、引き続き、乳幼児健診等あらゆる機会を活用して面接を行い、状況把握を行います。	継続	◎													
⑦乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査の受診率向上を図るために、健診の重要性について町の広報紙やホームページ等により周知を図るとともに、通知により健診案内を行います。 また、新生児訪問指導やこんにちは赤ちゃん事業等においても、受診勧奨を行うほか、未受診者については、母子保健推進等による受診勧奨を行います。	継続	◎													

主管課：◎ 関連課：○

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課										
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課
⑧むし歯予防対策の充実	<p>幼児期からのむし歯予防の大切さについて、保護者への周知徹底を図るために、各種広報手段の活用や保育所(園)等と連携した歯の健康管理の意識啓発を強化します。</p> <p>今後も、歯科検診の際には歯科衛生士を配置し、歯の健康について相談指導の充実を図るとともに、フッ素塗布の普及啓発を図ります。また、3歳児健診でのフッ素塗布を検討します。</p> <p>1歳6ヵ月児健診において、2歳児歯科検診の必要性を周知させ、受診勧奨を行います。</p>	継続	◎										
⑨予防接種率の向上	<p>各種保健事業や広報手段及び通知等により予防接種の周知と接種勧奨を行うほか、「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して、保育所(園)、幼稚園等の関係組織による接種呼びかけを行います。また、乳幼児健診や就学時健診で未接種児の保護者への接種勧奨も引き続き行います。</p> <p>転入手続きの際、子育て中の子がいる家庭については、母子保健窓口への案内を強化し、予防接種の履歴等子育て支援に必要な情報の把握及び情報の提供を行います。</p>	継続	◎			○							
⑩予防接種被害調査委員会の推進	<p>引き続き、年1回の「予防接種被害調査委員会」を開催し、本町の予防接種の被害について調査するほか、予防接種率の向上や知識の普及啓発について検討します。</p>	継続	◎										
⑪ベビースクールの充実	<p>今後とも、出生届の際や新生児訪問、「こんにちは赤ちゃん事業」等で参加促進を図るほか、ベビースクールの様子を町のホームページで公開します。また、「運動」の講座への参加を促すとともに、開催時間の調整を図るなど、参加し易い環境づくりを進めます。</p> <p>講座で使う教材については、見たり、触れたりすることで具体的に実感することができ理解が深まるよう、インパクトのある教材の確保や開発を推進します。</p> <p>育児に関する情報のほか、地域の公園や児童館等子育て支援施設や子育てサークル、子ども会活動、地域の行事及び育児サービス等ニーズに応じた多様な情報の提供を推進します。</p>	継続	◎										
⑫母子保健推進員の活動の充実	<p>研修や実務を通して、また、意見交換会等を開催することで、推進員の資質向上を図ります。</p> <p>推進員の確保は、募集案内のほか地域の関係機関・団体等と連携し、確保します。</p>	継続	◎										

主管課：◎ 関連課：○

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課														
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課				
⑬乳幼児の事故予防対策の推進	今後とも各種母子保健事業において、乳幼児の事故防止のための指導やパンフレットの配布、パネルの展示、幼児の視野体験めがねの活用等を行うとともに、事故予防及び事故が起きた場合の対処について分かりやすい教材の開発や確保を図ります。 地域全体で乳幼児の事故予防を推進するため、住民への事故防止対策の知識の普及啓発を図ります。	継続	◎														
⑭相談への対応の充実	乳幼児健診で栄養その他の相談において、相談時間が十分ではないケースについて、後日、訪問等により相談ができるよう、保護者の理解・協力を得るものとします。 今後とも、各種事業で相談を受けるほか出張や来所、電話による相談に対応します。また、相談しやすい環境を整えるために、庁舎内のスペースの調整やプレハブの増設などにより、専用の相談室を確保します。	継続	◎								○						
⑮小児医療費助成事業の推進	小児等の疾病の早期発見・早期治療により、小児等の健全な育成を支援するために、4歳未満の入院・通院等の治療費及び4歳～中学校卒業前児の入院治療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	継続	◎														

主管課：◎ 関連課：○



2. 食育の推進

【 現状と課題 】

■ 農業体験カレープロジェクト

- 産業課による「農業体験カレープロジェクト」が実施されており、小学生以上の親子を対象に、野菜の植え付けから収穫に至るまでの農業体験学習と収穫した野菜でカレーづくりを行っています。福祉課、JA、西原町生活研究会、食生活改善推進員協議等が連携して行い、食に関する講話等も開催されています。
- 「カレープロジェクト」を通して、親子で食や食生活への興味・関心を高め、食生活の改善につないでいます。また、「カレープロジェクト」と関連して、夏休みには「大豆プロジェクト」も同時に実施し「ゆし豆腐づくり」を行っています。

■ 離乳食実習

- ベビースクールにおける離乳食実習では、初期～完了期までの食事の形態が具体的にイメージできる献立レシピを作成しています。また、実習では野菜の切り方、やわらかさなどの形状をモデルとして展示するなど、効果的な講座の開催に努めています。

■ 食育推進の連携

- 「西原町子育て支援ネットワーク会議」においては、食育に取り組んでいる保育所(園)、幼稚園、福祉課、産業課の活動について、情報交換や意見交換を行うとともに、必要な連携を図り活動の充実に努めています。
- 平成19年度と20年度に、親子で「食」を考えることをテーマに、産業課と福祉課が連携し「食育フォーラム」を開催しました。

■ 食生活改善推進員

- 食育の普及啓発においては食生活改善推進の活動も活発になり、活動の場も広がってきましたが、なり手が少なく、その確保が課題となっています。

■ 食育推進基本指針

- 食育については、町全体の取り組みとして、子どもから大人まで、発達段階やライフサイクルに応じて展開していく事が望まれますが、町としての食育推進の方針や推進主体が明確ではありません。また、学校教育課程における位置づけも明確ではありません。

《 施策の推進 》

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①離乳食実習の推進	離乳食はこれからの食生活の基盤となるためその重要性を理解してもらう必要があります。離乳食の知識や離乳食のつくり方等の普及啓発を図るために、ベビースクールにおける離乳食実習を今後とも開催するとともに、内容の充実を図ります。 新生児訪問やこにちは赤ちゃん事業で離乳食実習への参加を促すとともに、離乳食についての相談指導及び情報の提供を行います。	継続	◎	○											
②保育所(園)・幼稚園における食育の推進	各保育所(園)・幼稚園においては、今後とも作物の栽培を通して食への関心を高めるとともに、収穫した作物をみんなで食べることで、食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進します。 また、「西原町子育て支援ネットワーク会議」を通して関係課と連携した食育の推進を図るほか、その他、関係機関とも連携し親子への食に関する講座等を開催するなど、食育の普及啓発を図ります。	継続	◎	○		◎									
③学校における食育の推進	児童生徒一人ひとりの望ましい食習慣の形式を図るために、教科や給食時間、行事など、教育活動全体を通して、食指導を積極的に行うとともに、栄養教諭や給食センターの栄養士等を活用した食育の充実を図ります。 成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる正しい食習慣の形成を、家庭や地域と連携して実践していくために、教育課程に食育の推進を具体的に位置づけます。	継続	○	○		◎									
④食生活改善推進員の活動の充実	食生活改善員の活動支援や連携した食育の推進を図ります。また、正しい食習慣の普及啓発の体制強化を図るため、人材の確保・養成を進めます。	継続		◎											
⑤「農業体験カレプロジェクト」の推進	親子で農業体験を通して収穫の喜びを感じるとともに、食の大切さについて学ぶ機会として、今後もプロジェクトを推進していきます。 また、プロジェクトを通して、地域の関係団体、関係機関が連携する地域連携システムを構築し、食育と農業を融合したまちづくりを推進します。	継続	○	○									◎		
⑥食育推進基本計画の策定	地域住民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を営むために、「西原町食育推進基本計画」を平成26年度までに策定します。また、母子保健、保育所(園)、幼稚園、学校及び関係機関・団体等が進める食育に係わる取り組みを取りまとめるとともに、体系化し、相互連携による総合的・計画的な推進を図るものとします。	新規	◎	◎		◎			○			◎			

主管課：◎ 関連課：○

3. 思春期保健対策の充実

【 現状と課題 】

■ 思春期保健学習

- 学校保健では、性に関する健全な意識を育むこと、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っています。また、飲酒・喫煙・薬物による健康被害に関する教育を行っています。
- 保健師による思春期保健の授業もありますが、母子保健と学校保健の整合性を図ることや学校の授業時間との調整が難しい状況です。

■ 中学生・高校生の意識

- 中高校生の意識調査では、10代での性行為を肯定的に考えている子が半数近くを占め、援助交際についても4人に1人は許容する考えを持っています。また、エイズについて誤った認識を持つ子も少なくありません。(実態調査)
- 性に関する知識の入手先としては、学校と答えたのは4割で、多くは、友達や先輩、各種メディアから入手しています。また、性に関する悩みの相談相手も友達や先輩が4割余りともっとも多く、保健室の先生や担任の先生の割合は極めて少なくなります。

■ 相談対応

- 不登校やいじめなど児童生徒の心の問題に対応するために、児童生徒の相談者として、スクールカウンセラー(臨床心理士等の専門相談員)が県から学校に配置されています。現在、小学校2校と各中学校に配置され、児童生徒や教員からの相談対応、養護教諭との連携を図っています。最近では、心因性の不登校や発達障害との関わりが増えています。
- スクールカウンセラーは、週2回、4時間の配置であるため、相談時間が短いことが課題となっています。
- 町が委嘱した教育相談員を各小中学校に随時派遣し、保護者や児童生徒からの相談に対応しています。
- 怠学・いじめに対しては、町生徒指導主任会や中学校区生徒指導連絡会が対応しています。

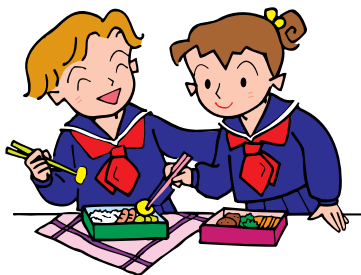


◀ 施策の推進 ▶

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課													
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課			
①思春期保健学習の推進	学校においては、今後とも児童生徒が性に関する健全な意識や知識を習得するとともに、命の大切さを知り、自他を大切にする心や父性、母性の育成が図れるよう関係機関とも連携した学習の充実を図ります。	継続	◎			◎										
②飲酒・喫煙・薬物乱用対策の推進	関係機関と連携し、飲酒・喫煙や薬物乱用などの、心身の健康に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。 また、地域や家庭と連携し、子どもの前で喫煙しないことや居酒屋など大人が飲酒・喫煙する場に、子どもを連れて行かないことの意識啓発を強化します。 薬物については、日頃から家庭においてもその危険性を周知させるために、保護者への薬物に関する知識の普及を図ります。	継続	◎			◎										
③スクールカウンセラーの活用の充実	児童生徒へのカウンセリングの充実を図るため、スクールカウンセラーがいない場合でも可能な範囲で対応できるように、スクールカウンセラーと学校との連携を密にします。	継続				◎										
④教育相談員の推進	今後とも各学校に教育相談員を派遣し、児童生徒や保護者からの相談に対応します。 問題行動などで支援が困難なケースについては、専門機関と連携した指導・助言を行うほか、必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携も図ります。	継続				◎										

主管課：◎ 関連課：○



第3節 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

(1) 確かな学力の定着

【 現状と課題 】

■ 全国学力学習状況調査

- 全国学力学習状況調査では、小中学校の各教科で県平均を上回り、小学校においては概ね全国レベルに達していました。しかし、「思考力・判断力・表現力などの読解力の向上」や「学習意欲の向上と学習習慣の確立」をどのように育成していくかが課題となっています。

■ 読書活動

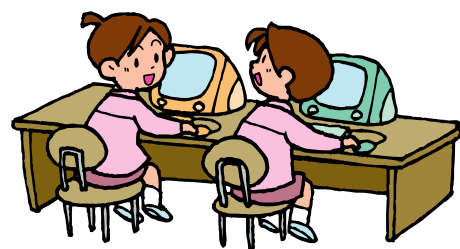
- 「読書月間」や「家庭読書の時間」による読書啓発、学校図書館の活用促進などで読書活動の推進に努めています。
- 幼稚園での保護者による読み聞かせ、小学校の朝の読書活動において、PTAや町内の読み聞かせサークルによる本の読み聞かせがあり、子ども達が本に親しむ機会をつくっています。

■ 習熟度に応じた指導

- 習熟度や個に応じたきめ細かな指導を行うために、算数(数学)、英語等での少人数指導やチームティーチングを実施しています。しかし、教室が少ないため、少人数学習が実施できない学校もあります。

■ 情報化教育

- 情報化教育は、一部の教科において授業でパソコンを活用していますが、今後全ての教科で情報機器を活用した授業展開を進める必要があります。
- インターネットの使用については、学校で利用ガイダンスを作成していますが、ネット使用による個人情報の保護や情報リテラシー(知識・技術)の育成が課題となります。



《 施策の推進 》

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課										
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課
①学力の定着・向上	<p>少人数指導やチームティーチング、習熟度別指導など、「分かる授業」、「参加する授業」の展開を通して、子どもの学習意欲を高め、確かな学力の定着と向上を図ります。</p> <p>自発的な学習の基礎・基本となる読み・書き・計算能力の向上を図るために、漢字や計算等の反復練習や読書活動の推進など学習指導の工夫や改善・教材の開発を行います。</p> <p>大学と連携し、学習支援ボランティアの活用により、個々に応じたきめ細かい学習指導の充実を推進します。</p>	継続				◎							
②家庭学習の推進	<p>「6:30 運動」や「早寝・早起・朝ごはん」運動など、望ましい生活習慣の形式を図る取り組みと併せ、家庭と連携した家庭学習や家庭読書の定着を推進します。</p> <p>毎年6月と11月の家庭学習強化月間において、家庭学習の啓発と定着のための活動強化を図ります。</p>	継続				◎		○					
③読書活動の推進	<p>読書活動の向上を図るため、PTAやボランティアによる本の読み聞かせを推進するとともに、学校図書館の利用促進や町立図書館と連携した読書への興味・関心を高める取り組みを推進します。また、家庭での読書習慣の定着を啓発するとともに、「読書月間」における読書活動の推進強化を行います。</p>	継続				○		◎					
④情報教育の充実	<p>情報化社会における情報機器やインターネットの活用能力の向上とネット上のモラルを身につけ、教育資源として主体的な学習に役立たせることができるよう、専門機関等との連携も視野に入れた情報教育の充実を図ります。また、各教科を通して、情報機器の有効活用を推進します。</p>	継続				○		◎					

主管課：◎ 関連課：○



(2) 豊かな人間性の育成

【 現状と課題 】

■ 道徳教育

- 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性や社会性の育成を図るため、児童生徒の心に響く道徳教育を推進しています。

■ 国際理解及び英語教育

- 国際理解及び英語教育の推進を図るために、自治体国際化協会から委嘱された英語指導助手(A L T)が中学校に派遣されていましたが、平成 21 年度より町単独事業として派遣しています。現在、中学校へは外国人、小学校へは町内人材を派遣しています。
- 国際化の進展に対応していくために、英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語のコミュニケーション能力をさらに伸ばす機会として、「中学校英語ストリートコンテスト」を開催しています。
- 国際的視野を広め、国際性を身につけ、国際社会に対応しうる青少年の育成を図ることを目的に、中学 2 年生を対象に海外短期留学事業を実施しています。(琉球新報ハワイホームステイプログラムを活用)

■ 体験学習

- 集団学習体験を通して感じたこと、気づいたことをお互いに表現し合うことにより、相互に認め合える人間関係を育てていくために、構成的グループエンカウンター授業を実施しています。
- 「小学生童話・お話会」や「中学生意見発表会」の活動を通して、表現力の養成に努め、情操教育、言語教育の発展を図っています。
- 「西原町少年少女リーダー学級」を開催し、地域の子ども達がリーダーとしての心得を学習するとともに、様々な体験学習(歴史・文化、環境、平和、野外活動体験)を通して、課題を発見します。また、仲間と協力し合う心や積極的に色々な活動に参加する心を養っています。
- 西原町・都留市青少年交流事業(「青少年ふれあいの旅」)による、県外生徒との交流を通して豊かな人間性の育成に努めています。
- 中央公民館では、夏休みの間に、親子で楽しく遊びながら、コミュニケーションを深めるために、「夏休み親子講座」を開催しています。また、遊びながら楽しく英語に触れ、親しみ、英語への関心を高めるために「子ども英語教室」を開催しています。
- ボランティア体験活動を通して、思いやりや環境問題への気づきを学習しています。

■平和教育

- 音楽を通して平和の尊さを考え、平和の心を醸成するとともに、平和意識の高揚を図るために「平和音楽祭」を開催しています。
- 地域の平和の語りべを学校に派遣し、戦争体験の話をしてもらうことで平和の尊さを学習しています。しかし、平和の語り部の高齢化に伴い、後継者の養成が求められています。

■キャリア教育

- 総合学習の時間に中学2年生を対象に、チャレンジウィークとして職場体験学習を実施しています。また、各職種の専門家による講話を実施しています。
- 小学校6年生は、チャレンジデーとして1日親の職場体験学習を実施しています。
職場体験は、地域の事業所や親の理解、協力なしでは実施が困難な学習であり、受け入れ事業所の拡大が重要です。

≪ 施策の推進 ≫

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①道徳教育の充実	学校の教育活動全体を通じて、道徳的意識の育成を図ります。また、心に響く、感動を伴う学習を工夫し、児童生徒が自らの生き方を主体的に考えるように道徳教育の充実を図ります。	継続				◎									
②多様な体験活動の充実	子ども達が体験活動を通して、コミュニケーション力の向上や互いに認め合える人間関係や社会性の育成を図るために、家庭や地域及び関係機関・団体等と連携した、環境、福祉、平和、交流、野外活動など多様な体験活動の充実を図ります。	継続	○					◎							
③キャリア教育の推進	働くことの意義を理解し、望ましい職業観を身につけさせるとともに、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるために、家庭や地域の理解・協力を得て、職場体験学習や多様な専門職等の講話を行うなど、キャリア教育の推進を図ります。	継続				◎									
④国際理解及び英語教育の推進	英語教育を通して国際理解を深めるために、今後とも英語指導助手を各小中学校に派遣し英語教育の充実を図ります。また、異文化の生活に触れたり、体験する場の充実を図ります。外国への興味関心を高め、英語コミュニケーション能力を伸ばすために、今後とも、「英語ストーリーコンテスト」を開催します。	継続				◎									

主管課：◎ 関連課：○

(3) 健康・体力の育成

【 現状と課題 】

■ 体育の授業

○体育の授業を通して健康・体力づくりの充実を図るほか、体力づくりの一環として新体力テストや泳力調査を行い、記録の目標達成を目指して体力向上に取り組んでいます。

■ 子どものスポーツ活動

- 放課後のスポーツ部活動に参加する子は多く、アンケート調査では中学生(3年生除く)のサークル部活動に参加している生徒の割合は6割を占めます。
- 本町の体育施設としては、町民体育館や町陸上競技場、町民テニスコート及びマリンパークの体育施設が整備されており、子どもを含めた町民の健康・体力づくりの場として活用されています。
- 町では、スポーツ活動を通じた子ども達の健康・体力の向上及び健全育成のために、バスケット、ビーチバレー、野球、テニス、剣道、なぎなたなどのスポーツ大会や教室を開催しています。

■ 学校保健統計調査

- 学校保健統計調査の結果(平成21年)をみると、視力は1.0未満が小学生で46.7%を占め、そのうち0.3未満の子は学年が上がるほど多くなり、小学5年生と6年生では、ほぼ4人に1人が該当します。中学生については、半数余りが1.0未満の視力で、ほぼ3人に1人は0.3未満の視力となります。
- 小学生、中学生とも全体の8割余りが、う歯(虫歯)になったことがあり、そのうち未処置歯のある子が多くみられます。
- 小学生の6%程度、中学生の4%程度が肥満傾向にあります。



＜ 施策の推進 ＞

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課											
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課	
①体育の授業の充実	子ども達が、明るく活力のある生活を営み、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するため、体育の授業における指導方法の工夫・改善を進め、授業の充実を図ります。また、今後とも新体力テストや泳力調査を通して体力向上を図ります。	継続				◎								
②運動部活動の推進	学校の運動部活動については、外部指導者の活用や対外試合、大会参加を支援します。また、地域の関係機関・団体等と連携し、バスケット、バレーボール、野球などのスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会を開催します。	継続				◎		◎						
③運動・スポーツ環境の充実	地域の運動・スポーツ施設や設備の整備を進め、運動・スポーツ環境の充実を図ります。	継続						◎					◎	
④健康指導の推進	学校保健統計調査や子ども生活実態等を踏まえ、発達段階や個々に応じた指導を家庭と連携して行い、健康の保持増進を図ります。	継続	○			◎								

主管課：◎ 関連課：○

(4) 基本的な生活習慣の形成

【 現状と課題 】

■生活リズムの指導

○幼稚園、小中学校では、子ども達の生活リズムの確立を図るために、「早寝早起き朝ごはん」の指導やバランスの取れた食事の指導及び24時間時計の活用(22時在宅確認運動の推進)を推進しています。

■模範意識マナーの育成

○あいさつやきまりを守るなどの規範意識・マナーの育成に努めています。加えて平成21年度より、金銭のコントロールができるよう金銭教育(消費教育)を推進しています。

■児童生徒の生活実態(アンケート調査)

- 中高校生の朝食は、約 8 割の子は毎日食べていますが、「時々食べない」、「食べないことが多い」、「ほとんど食べない」と答えた子もいます。食べない理由として「食べる時間がないから」が6割を占め、起床時間や就寝時間が遅いなど、生活リズムの乱れがうかがえます。また、小学生でも毎日朝食を摂らない子が1割余りいます。
- 22時を過ぎて就寝する子は、就学前児童(2歳児以上)で15.8%、小学生(低学年)で13.9%います。また、就学前児童の起床時間は7時台が57.8%と最も多く、8時以降も6.7%います。小学生の起床時間は、6時台が49.2%と最も多いものの、7時台も48.1%とほぼ同程度おり、早起きが出来ていない子も多くいます。

■生活習慣調査

- 全国学力学習状況調査の際に子どもの生活習慣に関する調査があり、生活習慣調査の分析結果を地域に公表し、子どもの生活習慣の形成を地域全体に喚起させる必要があります。

<< 施策の推進 >>

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①生活リズムの確立	子どもの生活習慣に関する調査結果を取りまとめ、実態を地域に公表するとともに、家庭や地域において子どもの望ましい生活リズム(生活習慣)について普及啓発を図り児童生徒の望ましい生活リズムの確立を進めます。 学校教育全体を通して就寝時間、起床時間、帰宅時間、食事等生活リズムや食の大切さについて指導の充実を図ります。	継続	○			◎		○							
②模範意識・マナーの育成	学校教育全体を通して、あいさつをする、他人に迷惑をかけない、いじめをしない・させない、道具の準備や後片付け、公共の物を大切にする、身の回りの整理整頓や自他の物を大切にするなど模範意識やマナーの育成及び指導の充実を図ります。	継続				◎									

主管課：◎ 関連課：○

(5) 信頼される学校づくり

【 現状と課題 】

■ 学校評議員・評価委員会

○校長の求めに応じて、学校運営に意見を述べる学校評議員会がありますが、平成 21 年度より学校評価委員会も設置されました。

学校評価委員会では、学校の自己評価をもとに、教育活動その他の学校経営全般に関する評価を行います。これにより学校、家庭、地域が連携して学校運営の改善が適切に行われるよう、評価結果については教育委員会を通して町のホームページで公表されます。

■ 教職員評価システム

○教職員の資質能力を向上させ、教育能力を高めるために、平成 17 年度より教職員評価システムが導入されました。評価は教職員の自己申告に基づき、管理者(評価者)との面談を通して評価されますが、客観的な評価と面談のための時間が十分確保できないことが課題となっています。

■ 危機管理

○危機管理マニュアルに基づき、最近では、社会的問題となっている不審者対策を重視した避難行動や撃退法の訓練を行っています。

■ 特殊建物定期検査

○幼稚園、小中学校施設については、毎年、特殊建物定期検査を実施し、危険箇所等について改築、改修等を行っています。

特に、老朽化した建物については、耐力度調査、耐震診断等を実施し、改築、改修を計画的に進めていく必要があります。



◀ 施策の推進 ▶

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①地域に開かれた学校づくり	今後とも、幼稚園から、中学校までの学校教育全般について、研究実践報告書や学力向上対策協議会広報誌及び町のホームページ等により地域への情報公開と説明を果たします。 学校評議員や学校評価委員会の意見及び学校経営の評価を地域に公表するとともに、保護者や地域の意向を踏まえた、学校経営の改善を行います。	継続				◎									
②教職員の指導力向上	教職経験に応じた研修、幼・小・中学校の合同研修会や交流授業研究会等の校種間連携教育の推進等を通して、教職員の専門性や指導力の向上を図ります。 教職員評価システムにより、教職員の資質・教育能力を一層高めるために、教職員の自己評価を十分分析するとともに、評価者と教職員の面談時間を十分確保し、適切な評価・指導を行います。	継続				◎									
③学校の安全対策の充実	「危機管理マニュアル」の周知徹底を図り、校内の定期点検や不審者対策等必要な危機管理対策を講じます。 幼稚園、学校施設について、定期検査など必要な検査を実施し、危険箇所については、改修や改善を図り、子ども達の安全を確保します。	継続				◎	◎								

主管課：◎ 関連課：○

(6) 幼稚園教育の充実

【現状と課題】

■ 幼児教育の方針

○ 幼児一人ひとりに、知的好奇心の芽生えを育み、「生きる力」の基礎や基本的な生活習慣の形式を図るとともに、社会性、道徳性、思考力など豊かな人間性を育む教育を行っています。

今後、幼児教育の充実を図るために、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定する必要があります。

■ 幼小連携

○ 子どもの発達や学びの連続性を重視し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、小学校教育に円滑につながっていくよう、幼稚園と小学校との連携(幼小連携)による異年齢の交流を推進しています。

■幼稚園児と地域との交流

○行事や体験活動を通して、地域の人達とも関わりを持っています。しかし、幼稚園終了後帰宅する子については、核家族のため帰宅後は、家の中だけで過ごす子が多く、地域との関わりが希薄な状況があります。その一方で、幼稚園終了後の園児と地域の人達とのふれあい交流や体験活動等、地域と連携した園児の豊かな人間性の育成を図る取り組みもみられます。

■私立幼稚園就園奨励費

○平成 21 年度より、私立幼稚園の 3 年保育を促進し、幼稚園教育の振興を図るために、私立幼稚園に通う園児について、私立幼稚園就園奨励費として、世帯の所得に応じた補助金を私立幼稚園に交付し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

≪ 施策の推進 ≫

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課														
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課				
①幼児教育振興アクションプログラムの策定	幼児教育を地域の実情に応じて効果的・計画的に行うために、幼児教育の条件整備に関する総合的な実施計画として、「幼児教育振興アクションプログラム」を平成 22 年度に策定します。	新規	○			◎	○										
②幼小連携の充実	幼児教育から小学校での生活や学習に円滑につながるよう、幼小の合同研究を進め、互いの教育に対する理解を深めるとともに、幼小連携の体制や内容の充実を図ります。 また、今後は保育所(園)との連携についても検討していきます。	継続	○			◎											
③地域との連携の充実	園行事や体験活動を通して、園児の豊かな人間性を育成していくために、地域との一層の連携を進めます。 また、幼稚園終了後の園児が地域と積極的に関われるよう、地域との連携体制を密にします。	継続				◎											
④子育て支援機能の充実	子育て家庭への支援として、今後とも 2 年保育や午後の預かり保育の拡充を図ります。 また、保護者からの相談に対応し、保育所(園)や関係機関等と連携した支援の充実を図ります。	継続	○			◎											
⑤私立幼稚園就園奨励費補助金交付	私立幼稚園に就園する児童の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興と私立幼稚園の 3 年保育の促進を図るために、私立幼稚園が入園料及び保育料を減免する場合に、保護者の所得に応じた補助金を私立幼稚園に交付します。	継続				◎											

主管課：◎ 関連課：○

2. 家庭や地域の教育力の向上

【 現状と課題 】

■家庭教育学級

○各小中学校では、P T Aを対象に子ども達の豊かな心や主体性を育てるための知識・技術を学習するために、家庭教育学級が開催され、親子体験学習や講演会等を実施しています。また、年1回は全ての幼小中学校のP T A及び教育に関心のある方を対象に合同講演会を開催しています。

■家庭でのしつけ等に関する悩み

○ニーズ等調査結果では、就学前及び小学校児童の親が悩んでいるのは、子どものことでは「しつけに関すること」がもっとも多く、そのほか、「子どもとの接し方に自信がもてない」との回答があります。

■西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会

○西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会では、学校、地域及び家庭が一体となって児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達を目指し、基礎学力の向上を図ることを目的としており、家庭・地域教育部会を中心に家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいます。

■西原町教育の日

○教育に対する町民の意識と関心の高揚を図り、家庭・学校・地域社会の連携のもとに、町民全体で教育に関する取り組みを推進し、名実共に「文教のまち西原」にふさわしい教育環境の充実・発展を図る事を目的として、「西原町教育の日」を設定しています。当日においては、各幼小中学校の授業参観、実践発表会、教育講演会、善行賞・教育実践賞の表彰を行っています。

■青少年健全育成の意識啓発

○「大人が変われば子どもも変わる」、「地域の子は地域で育てる」を掲げ、毎年、西原町青少年健全育成町民総決起大会開催しています。



<< 施策の推進 >>

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①家庭教育学級の推進	今後とも、子育て家庭のニーズを踏まえ、子ども達の健やかな成長に資する講座の開催や親子ふれあい交流等を通して、家庭におけるしつけや子どもとの接し方等について、保護者の知識やスキルの向上を図ります。	継続						◎							
②家庭教育の相談支援の充実	保護者の子育てに関わる多様な相談に対し、教職員による相談支援や教育相談員、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携した対応の充実を図ります。	継続				◎									
③家庭・地域教育部会の活動推進	西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会においては、家庭をはじめ、自治体、PTA、婦人会、子ども会等と連携を図り、学習環境の改善、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図るための活動を実践して行きます。	継続				◎		◎							
④教育の日の普及啓発	本町の教育環境の充実・発展を図るために、今後とも「西原町教育の日」における、教育実践発表会や教育講演会等を通して、教育に対する地域住民の関心を高め、家庭・学校・地域社会が連携して、子ども達が健やかに成長するまちづくりを推進する気運を醸成します。	継続				◎	◎	◎							
⑤青少年健全育成の意識啓発推進	大人が自分を省みて、子どもの手本となるよう努めるとともに、「地域の子どもは地域で育てる」との意識を持ち、子どもの健全育成のために必要な社会環境の改善に立ち上がる地域づくりを推進するために、今後とも青少年健全育成の意識啓発を行います。	継続				◎		◎							

主管課：◎ 関連課：○



第4節 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

■仕事と出産・育児のバランス

- 出産前後(1年以内)に「仕事をやめた」母親が半数近くを占め、そのうち大半が子育てと仕事の両立支援の環境が整っていれば、継続して就労していたと答えています。また、現在、就労していない母親のほとんどが今後就労したいと考えています。(ニーズ等調査)
- 育児休業制度は母親の3人に2人が「利用しなかった」と答え、利用しなかった理由では、「職場に育児休業制度がなく取りにくかった」がもっとも多く、そのほか、「同僚に迷惑がかかる」、「勤務評価に影響する」など職場環境が育児休業を取りづらくしているケースが多くみられます。(ニーズ等調査)
- 仕事で「子どもとの時間を十分につくれない」ことを悩んでいる保護者は多いほか、「仕事で平日にある行政や保育所(園)等主催の子育て講演会等に参加できない」ことを悩んでいる保護者もいます。(ニーズ等調査)
- 共働き世帯が増加する中、こうした状況に鑑み保護者が仕事と子育てをはじめとする家庭生活のバランスがとれる、多様な働き方を選択できる社会づくりを進める必要があります。

■職業生活と家庭生活の両立支援の啓発

- 町では職業生活と家庭生活との両立を推進するために、国や県の動きと連動して、各種法制度や親の働き方に関するパンフレット、ポスター、冊子、チラシ等により地域や事業所への広報啓発に努めています。

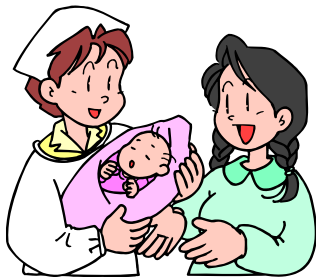


<< 施策の推進 >>

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課											
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課	
①少子化対策普及啓発の推進	少子化対策や、子育て支援のための職業生活と家庭生活のバランスの必要性について、地域や事業所への普及啓発を図ります。	継続	○							○	◎			
②育児休業等の普及啓発の推進	産前・産後休業や育児休業が取得しやすい職場環境づくりを進めるために、町内事業所に対し、関係法制度や休業の必要性及び休業後のスムーズな職場復帰が図れる、職場環境づくりについて、町の広報紙やホームページ等により普及啓発を図ります。 親子健康手帳交付時やその他保健指導において、今後とも、産前・産後休業や育児休業制度等について、妊産婦等への周知を図ります。	継続	○							○	◎			
③多様な働き方の推進	保護者が仕事の時間と家庭生活の時間のバランスがとれるよう、労働時間の短縮、フレックスタイムの導入、所定外労働時間の削減、年次有休休暇の取得率の向上など、多様な働き方が選択できる職場環境の整備について、町の広報紙やホームページ等により広報啓発を行います。	継続	○							○	◎			

主管課：◎ 関連課：○



2. 男女共同参画社会の実現

【 現状と課題 】

■ 男女共同参画の意識

○近年、男性が家事、育児等の家庭生活への参加が進んでいますが依然として、職場での性別役割分担や男性優位の意識もあります。このことが、家庭における男女の役割分担を妨げる要因の一つであることから、そうした意識の緩和を図る必要があります。

■ 男女平等意識の育成

○幼稚園、小中学校においては、教育活動全体を通して男女共同社会の意識の育成を図っています。その一環として、性別による固定的な意識を持たず、自分らしい生き方を選択できるようにすることを意図して、男女混合名簿を使用しています。

≪ 施策の推進 ≫

◆ 主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課													
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課			
①男女が共同した働きやすい環境づくり推進	職場における固定的な性別役割分担や慣行等の意識を改め、女性が働きやすい環境づくりを進めるために、事業主に対し男女共同参画についての認識を深めるための啓発を行います。	継続									◎					
②男女共同参画社会の啓発	「西原町女性行動計画(さわふじプラン)」と連動して、家庭、地域、事業所に対し、家事・育児や介護などで男女が共に参画するための意識啓発を行います。	継続									◎					
③男女平等意識の育成	今後とも、学校における男女混合名簿の使用をはじめ教育活動全体を通して、男女がお互いの人権を認めあい、対等な立場で社会参画が図れることの意識を形成していきます。	継続				◎					◎					

主管課：◎ 関連課：○



1. 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進

【 現状と課題 】

■交通安全環境の点検・整備

- 交通安全対策として、スクールゾーンや学校周辺の横断歩道の設置、道路区画線の設置、車両のスリップ対策として滑り止め舗装、カーブミラーの設置等交通安全施設の整備に努めています。また、通学路については、定期的(年 3~4 回)に道路の除草および清掃を行い、安全な道路交通環境の整備を行っています。

■交通安全思想の普及啓発

- 交通安全を呼びかけるとともに、防犯活動・朝のあいさつ運動の推進のために、町3役及び課長による毎月1回の立哨が実施されています。
- 年4回の全国交通安全運動の期間中、関係機関・団体と連携した交通安全パレードや交通安全思想の普及啓発に努めています。
- シルバー人材センターに委託し、年3回広報車により交通安全の呼びかけを行っています。

■交通安全教育・指導

- 年1回、交通安全協会による幼稚園児や小学校1年生を対象とした、交通ルールや道路標識の見方等の交通安全指導を行っています。
- 小学校では安全マップにより、学校周辺の道路交通等の危険箇所を子ども達に周知させています。



《 施策の推進 》

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課												
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課		
①交通安全環境の点検・整備推進	今後とも、車の滑り止め舗装や道路区画線の設置等交通安全施設の整備を進めるほか、通学路について定期的に除草及び清掃を行うなど、子ども等を交通事故から守る道路環境づくりを推進します。	継続									◎				
②交通安全思想の普及啓発	関係機関・団体等と連携した、地域への交通安全思想の普及啓発を行います。 PTAと連携し、通学路横断歩道での立哨を推進します。また、町3役及び課長による月1回の立哨も継続します。	継続									◎				
③交通安全教育・指導の推進	関係機関・団体と連携して、幼稚園児や小学1年生を対象とした交通安全指導を継続して行います。 保育所(園)、幼稚園、学校の散歩や遠足等の施設外の活動においては、今後とも交通ルールや安全確認等について意識的に声かけをし、安全確保の指導を行います。 子ども達にとって身近で手軽な乗り物として利用している自転車について、子どもや保護者への安全な乗り方、点検・整備の方法などの実技指導を行い、自転車事故を防止します。 安全マップを作成、活用し、子どもや保護者への道路・交通等の危険箇所の周知徹底を図ります。	継続	◎			◎					○				

主管課：◎ 関連課：○



2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【 現状と課題 】

■ 夜間巡回指導等

- 県が推進する「ちゅらさん運動」でのパトロール、「青少年の深夜徘徊防止」及び「未成年飲酒防止」県民一斉行動における夜間街頭指導、そのほか、浦添警察署、浦添・西原地区安全なまちづくり推進協議会が推進する夜間巡回指導に、地域の関係機関、関係団体等が参加しています。
- 西原町青少年健全育成推進協議会では、毎月第3金曜日を「少年を守る日」と定め、地域の関係機関・関係団体、ボランティア等による、夜間巡回指導を実施しています。夏休み期間中は、毎週金曜日に夜間巡回指導を実施しています。
また、「西原まつり」や「うたの日カーニバル」などのイベントの際には、特別夜間巡回指導を実施しています。
- 各中学校に「おやじの会」があり、西原町青少年健全育成推進協議会への協力のほか、独自に夜間巡回等を行っています。

■ 自主防犯組織

- 内間自治会では住民の自主防犯組織として、青色防犯パトロール隊が結成され、自動車に青色回転灯を装備してパトロールを行っています。
- 西原町シルバー人材センターには、シルバー子ども見守り隊があり、資源ゴミの回収業務（朝8時～午後3時）を行いながら、登下校時などの子ども達の見守りや声かけを行うことで、犯罪防止に努めています。

■ 防犯指導

- 学校においては、集団下校の奨励や安全マップを活用し、子ども達の防犯意識を高めていますが、通学路の定期的な安全点検や下校時のパトロールが課題となっています。

■ 防犯設備

- 外灯など防犯設備の設置要請は多いものの、財政上全ての要請に応えることは困難な状況です。
- 「子ども110番の家」の場所が子ども達をはじめ、地域住民に充分周知されていないため、周知徹底を図る必要があります。

《 施策の推進 》

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課											
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課	
①夜間パトロールの推進	青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、今後とも県及び関係機関・団体、PTA等と連携した、地域の夜間巡回指導を行い、青少年の深夜徘徊、飲酒等問題行動の防止を図ります。	継続						◎						
②地域防犯体制の構築	子どもをはじめ地域住民を犯罪被害から守るために、住民による自主防犯組織の組織化を推進するとともに、青色パトロール隊やシルバー子ども見守り隊などの自主防犯組織の活動を支援します。 また、学校、家庭、地域が連携して、通学路の安全点検や登下校時のパトロール等ができる地域防犯体制づくりを推進します。	継続						◎		○				
③防犯指導の充実	学校においては、安全マップ等を活用し、子どもや家庭に対し、地域の人気のない場所、うす暗い場所等の危険箇所や「子ども110番の家」の場所の周知と活用方法の徹底を図ります。 警察等と連携し、犯罪防止のために不審者等必要な情報提供及び対処方法について、情報提供を行います。	継続				○				◎				
④防犯環境の整備	夜間における犯罪を防止するため、防犯灯、街路灯を財源確保と併せて、計画的な整備を進めます。また、公園についても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。	継続								◎				◎

主管課：◎ 関連課：○



3. 安心して外出できる環境の整備

【 現状と課題 】

■ 公共施設のバリアフリー化

○近年、道路・公園、建物等の公共施設の整備においては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーに配慮した整備がなされています。また、条例が制定される以前の公共施設についても改築・改修時及び必要に応じてバリアフリー化に努めてきました。今後とも、誰もが快適に利用でき、安心して外出できる公共施設等のバリアフリー化を推進する必要があります。

○西原小学校校舎危険建物改築事業の際には、玄関のスロープ、階段の手すり、身障者用トイレ、エレベーター等を設置しました。

■ 子育てにやさしい設備

○乳幼児を連れて親子が安心して利用できる、授乳室や子どもと一緒に利用できるトイレ等の設備を備えた公共施設はなく、乳幼児健診等でも困ることが多くあります。

■ 行事等における子育て支援

○乳幼児がいるため、地域で開催される講演会や行事等に参加できない保護者も多く、開催している間、一時的に子どもを預かる体制を整える必要があります。

■ 公園の安全管理

○公園及び遊具等について総点検を行い、危険遊具については修繕し、安心して遊べるよう維持管理を行っています。しかし、行政の対応だけでは限界があり、地域と連携した維持管理体制を整える必要があります。

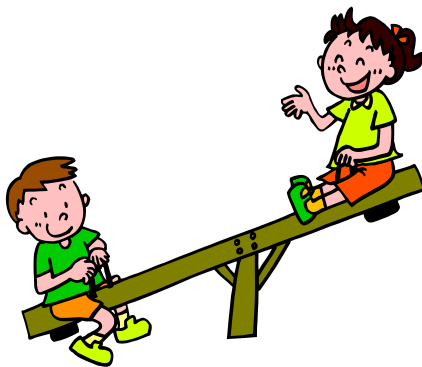


<< 施策の推進 >>

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課											
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課	
①公共施設のバリアフリー化の推進	子どもや子育て中の親子に限らず、誰もが安心して快適に利用できるよう、道路、公園、建物等の公共施設のバリアフリー化を推進します。	継続	○		◎			○	○		○		○	○
②子育てにやさしい設備等の充実	バリアフリー化のみならず、ユニバーサルデザインの視点から、公共施設における授乳室やおむつ交換場所、子どもと一緒に入れるトイレ、キッズコーナー等の設置を行うなど、子育て家庭にやさしい設備を整えていきます。	継続	◎		◎			○						
③行事等における子育て支援	子育て中の保護者が安心して、講演会等に参加できるよう、講座等の開催場所で乳幼児を保育してもらえる体制づくりを進めます。	継続	◎											
④公園の安全管理の充実	子どもが安心して楽しく遊べるよう、公園及び遊具の維持管理を強化するために、定期的な点検を行うとともに、地域との連携を密にした、安全管理体制の充実を図ります。	継続												◎

主管課：◎ 関連課：○



第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

1. 要保護児童対策の充実

【 現状と課題 】

■ 要保護児童対策地域協議会

○平成17年11月に、「児童虐待防止ネットワーク会議」を改め、「西原町要保護児童対策地域協議会」が設置されました。これにより、児童虐待のみならず不登校、非行、保護者による監護が不相当であると認められる児童に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携のもとで必要な支援を行っています。

協議会では、代表者会議、実務者会議、個別支援会議が開催されています。特に、個別支援会議は事例が増えるに伴い開催回数も増えてきています。

○要保護児童については、年々新たな事例が増える中、継続した支援や見守りが必要なケースもあり、人員体制を強化する必要があります。

■ 虐待の要因

○ニーズ等調査では、割合は少ないものの、「子育てのストレスがたまって子どもに手をあげたり世話をしなかつたりしてしまう」と答えた保護者がおり、子育て等ストレスから虐待につながる懸念されます。

■ 乳幼児健診・保育所(園)等での虐待の発見

○乳幼児健診の際には、虐待予防の視点から問診により親と子の心身の状態を観察しています。しかし、問診の観察項目が統一されていないため、問診従事者によって判断が異なることがあります。項目の統一化を図るとともに、健診マニュアルの改善や問診従事者のスキルアップにより、虐待の発見機能の向上を図る必要があります。また、健診未受診者については、母子保健推進員による受診勧奨のための訪問において、家庭の状況や子どもの様子の把握に努めています。

○保育所(園)では子ども達の観察を通して、虐待の発見に努めています。そのほか、幼稚園や学校及び一般からの通告により虐待のあるケースを把握しています。

■ こんにちは赤ちゃん事業

○平成21年1月より、虐待予防の観点から「こんにちは赤ちゃん事業」が開始されました。

◀ 施策の推進 ▶

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課													
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課			
①要保護児童対策地域協議会の活動の充実	要保護児童への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携のもとで、今後とも支援や援助が必要な子どもやその家庭に対して適切で効果的な支援・援助を行います。 虐待等要保護児童への対応の充実を図るために、人員体制の強化とコーディネート機能の充実を図ります。 地域への虐待防止の広報啓発を強化し、国民の虐待に対する通告義務の周知徹底を図ります。	継続	◎	○	○	○										
②虐待発見機能の向上	乳幼児健診での虐待の発見機能の向上を図るために、関係機関と連携し、問診による判断基準の統一を図るとともに、健診マニュアルの改善を進めます。また、研修等により健診スタッフのスキル向上を図ります。 保育所(園)、幼稚園、学校においては、子どもを注意深く観察することで虐待の早期発見を図ります。	継続	◎			○										
③訪問による虐待防止活動の推進	乳幼児健診未受診者への訪問による受診勧奨や新生児訪問指導及びこんにちは赤ちゃん事業等の訪問活動においては、虐待の発見・防止の視点を持ち、子どもの状態の把握、保護者の不安や悩みに対する相談と適切な助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図ります。	継続	◎													

主管課：◎ 関連課：○



2. 障害児施策の充実

【 現状と課題 】

■乳幼児健診での発達障害の早期発見

○発達障害者支援法の施行により、平成 17 年度より 1 歳 6 ヶ月児健診、3 歳児健診においては発達障害児の早期発見に留意した健診精度の充実が図られました。これにより、軽度発達障害のリスクが疑われ、フォローを要する子が増えてきています。

発達障害の健診精度を高めるために、健診スタッフのスキルアップとともに、問診票による判断基準の統一化や健診での対応のあり方をより明らかにしたマニュアルの改善が求められています。

一方、限られた時間で発見することは容易でないことや 3 歳児での確な判断をつけがたい面もあります。しかし、3 歳児以降に診断する機会はなく、保育所(園)や幼稚園との連携で、発達が気になる子を把握している状況です。

■障害児通園事業

○知的障害児、肢体不自由児及び発達の遅れが心配される小学校就学前の児童を対象に障害児通園事業「あゆみ」を坂田児童館で実施しています。「あゆみ」では、親子で一緒に通い、保育所(園)や幼稚園での集団生活になじむよう、遊びを通した生活指導や基本的な生活習慣を目指した指導等を行っています。また、親子関係を大事にし、子どもの情緒安定を図っています。

○専門家による巡回指導(2 ヶ月に 1 回)、音楽療法(3 ヶ月に 1 回)、療育相談(年 1 回)、公立保育所との交流保育(月 4 回)、保健師との情報交換(2 ヶ月に 1 回)を行っています。

○体験入園を行っており、平成 20 年度は 9 人が体験入園し、5 人が入園につながりました。入園につながらないケースについて、その理由の把握やその後の対応について、訪問指導や相談支援に努める必要がありますが、マンパワーの面で十分な対応ができない状況です。

○健診により気になる子が増え、「あゆみ」だけの受け皿では対応できないため、「あゆみ」を月 1 回休みにし、気になる子のスクリーニングの場として、健診後フォロー教室(親子広場)を試行的に実施しています。しかし、ここでも待機の子がおり、「あゆみ」も含め現状のマンパワーや保育スペースでは対応が厳しい状況です。

■障害児保育

- 障害児保育は、公立保育所 2 箇所、認可保育園 3 箇所で開催しており、平成 21 年 4 月末現在で 13 人の子が入所しています。
- 専門家による巡回指導が 3 園で開催され、各園年 6 回の巡回指導を行い、発達障害を含む障害児の経過観察や保護者の相談に対応するとともに、保育士や保健師と連携した支援を行っています。
- 保育所(園)、幼稚園には、障害児(障害者手帳所持児や特別児童扶養手当該当児)に対応した加配職員が配置され、幼稚園では、坂田幼稚園と西原幼稚園が障害児指定園となっています。しかし、軽度発達障害に対応した支援員の配置が求められています。必要なケースについては、学校のことばの学級の教諭と連携した、療育支援を行っています。
- 障害児の保育所(園)への適正入所を図るために、特別保育実施判定会議が開催されますが、年 1 回の開催のため、年度途中での障害児保育希望への対応が課題となっています。

■放課後児童クラブでの障害児の預かり

- 2 箇所の放課後児童クラブで障害児を受け入れています。受け入れの拡充を図る必要があります。しかし、障害児に対応する指導員の確保が困難な状況です。

■特別支援児教育

- 発達障害児を含め、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学習活動や学校生活上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置が平成 19 年度より始まり、現在、町内全ての小中学校に配置(9 人)しています。月に 15 日の配置となっていますが、十分な対応ができないため、支援員の増員と配置日数の増が求められています。
障害者手帳を持つ子については学習ボランティアによる支援があります。
- 発達障害児の見分けが難しいことや対応のあり方が個別多様であるため、支援が難しいケースもあり、支援員の力量の向上等、発達障害児への支援体制の充実を図る必要があります。
- 特別支援学級として、現在、言語と知的の学級がありますが、情緒障害(高機能自閉症やアスペルガー症候群等)の子も増えてきていることから、情緒障害に対応した特別支援学級の設置が求められています。
- 各小中学校では、平成 21 年度より専門家による巡回指導が年 2 回実施され、学校や家庭と連携した支援に努めています。
- 特別支援教育については、全ての教職員が基本的な考え方を共有する必要があります。また、校内特別支援教育委員会の組織づくりを継続して進める必要があります。

◀ 施策の推進 ▶

◆主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課													
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課			
①健診による発達障害の発見精度の向上	乳幼児健診における発達障害早期発見機能の向上を図るために、関係機関と連携した、健診スタッフの研修の充実、問診票の回答に対する判断基準の統一化、健診マニュアルの改善等を進めます。	継続	◎													
②障害児通園事業の充実	発達障害を含む障害児の早期療育の場として、今後とも専門家や関係機関と連携した支援の充実を図ります。 通園事業から保育所(園)、幼稚園の集団保育に円滑につながるよう、日頃から保育所(園)、幼稚園と子ども同士の交流や職員間の交流を図るとともに、適切な申し送りの仕組みを構築します。 増大する通園事業のニーズに対応するため、保育士等の人員体制や保育スペースの拡大を検討していきます。	継続	◎													
③親子療育事業の実施	健診により発達が気になる親子の支援の充実を図るため、試行的に実施していた健診後フォロー教室を、親子療育事業として実施します。	新規	◎													
④健診後等支援体制の確立	障害児通園事業での体験入園から入園につながらないケース、親子療育事業に参加していない子がいる家庭について、訪問により子どもの状況把握や保護者の不安・悩みの相談相手となるとともに、関係課や専門家等と連携した情報提供、助言を行うなど在宅障害児の支援が可能な体制を検討します。	新規	◎													
⑤発達障害児発見機能の充実	今後とも、保育所(園)、幼稚園と連携した発達障害児の把握を行います。また、就学前までに発達障害の特性がより明確に現れることから、3歳児健診以降、就学に至る以前に発達障害の発見を目的とした健診等の実施を検討します。	継続	◎			◎										
⑥障害児保育の充実	保育所(園)、幼稚園では、今後とも、管理者及び職員への研修等を通し、障害への理解を深めるとともに、関係機関や専門家による巡回指導と連携した障害児保育の充実を図ります。 また、幼稚園の預かり保育でも障害児を受け入れます。 障害児(障害者手帳を持つ児)保育を適切に行うために、今後とも加配職員を配置するほか、発達障害児に対応した支援員の加配について検討します。	継続	◎			◎										

主管課：◎ 関連課：○

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課														
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課				
⑥療育の連続性の確保	発達障害を含めた障害児の適正教育のために、保育所(園)から中学校まで、連続した一貫性のある指導・対応が図れるよう、日頃から保幼小中の校種間で障害児の情報交換を行い、入園、入学に際しては現場担当者間で詳細な申し送りができるよう、連携を図ります。 また、関係者が障害児の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録するサポートノート「えいぶる」について、保護者への周知と活用促進を図ります。	新規	◎			◎											
⑦放課後児童クラブの障害児預かりの充実	放課後児童クラブと調整し、障害児に対応した施設を増やすとともに、指導員等の資質向上やその他必要な支援を行います。	継続	◎			◎											
⑧特別支援教育の充実	障害児の学校生活や学習活動の支援の充実を図るために、特別支援教育支援員の増員と配置日数の増大を図ります。 また、支援員の資質・スキル向上を図るために、必要な研修を行うとともに、スクールカウンセラー、巡回指導の専門家及び関係機関等との連携を密にします。 学校においては、発達障害を含む障害について、教職員の理解を深め障害児への対応において共通した認識のもとで行われるよう、校内特別支援教育委員会を設置し、障害児の適正な学校生活、学習活動のための特別支援指導体制を構築します。 また、情緒障害に対応した特別支援学級の設置を検討します。 障害児一人ひとりの特性に応じたきめ細かい支援を行うために、障害児支援に関わる様々な資源を効果的・計画的に活用するために、特別支援教育コーディネーターのスキル向上を図ります。 障害のない児童生徒に対し、障害児も地域の一員として、共に生き支えあう意識を育むために、各教科や活動を通して、障害(障害児)への理解・認識を深めます。	継続	◎			◎											

主管課：◎ 関連課：○

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【 現状と課題 】

■ 経済的支援

- ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭の児童の健全育成を図るために、母子・父子家庭医療費助成、児童扶養手当支給(母子家庭のみ)を行っています。
- 生活保護世帯、町民税非課税世帯に属し、経済的な理由で学業を続けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の就学援助費を支給し、児童生徒の学業支援及び健全育成を支援しています。
- 就学援助費の支給は、国の補助金制度が廃止されましたが、町単独で援助費を負担(医療費、給食費については全額町負担)しています。

■ 保育所(園)優先入所

- 母子・父子家庭について、保育所(園)への優先入所を行っています。

◀ 施策の推進 ▶

◆ 主要事業とその内容

主要事業名	事業内容	新規・継続	関連課													
			福祉課	健康推進課	介護支援課	学校教育課	教育総務課	生涯学習課	企画財政課	総務課	産業課	都市整備課	土木課			
①母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。	継続	◎													
②児童扶養手当の支給	父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親又は母親のいない児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。 なお、男女平等の観点から父子家庭への助成について、国、県の動向を踏まえながら検討していきます。	継続	◎													
③保育所(園)優先入所推進	今後とも、母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を推進します。	継続	◎													
④相談・情報提供の充実	母子家庭等の自立生活を支援するために、多様な相談に対応し必要な助言・指導を行うとともに、自立支援のための各種制度(経済的援助、福祉資金の貸付制度、就労支援制度等)の情報提供と利用支援の充実を図ります。	継続	◎													
⑤就学援助事業の推進	今後とも、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行います。	継続				◎										

主管課：◎ 関連課：○

第 5 章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の確立

この計画は、保健、福祉、教育、労働、生活環境など様々な分野と関わるものであることから、町の全ての部署に計画の理解・浸透を図り、子育て支援施策について、関係各課の相互連携・調整のもとで、総合的、かつ効果的な施策の展開が図れる体制を構築します。

また、計画の実現においては、財源確保や人員確保が大きな課題であることから、適切な人員配置を進めるとともに、必要な国・県などの補助事業の活用を図ります。

2. 地域連携の推進

この計画は、子育ての第一義的責任は家庭にあるとの認識のもと、次代を担う子ども達が心身ともに健やかに育つための環境づくりは、地域社会全体で取り組むものです。

そのため、計画で掲げる施策を有効なものとするため、地域への計画の周知を図るとともに、地域住民をはじめ地域の各種団体、NPO、事業所等と連携・協力した施策の推進を図ります。

3. 関係機関との連携の推進

具体的な施策の展開においては、サービスの供給等、公的機関による支援が不可欠です。このため、福祉保健所、医療機関、教育機関、福祉施設、警察等の関係機関との緊密な連携を図り、計画の実行性を高めていきます。

4. 計画の進行管理

次世代育成支援対策推進法の第 21 条に基づき、「西原町次世代育成支援地域協議会」において、この計画の推進に関し必要となるべき措置を講じるために、毎年度計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させるための協議を行います。

5. 計画の公表

次世代育成支援対策推進法の第 8 条第 5 項に基づき、この計画の進捗状況について、町の広報紙やホームページ等により、毎年度、地域に公表するものとします。

第6章 整備目標

特定 14 事業に係る定量的目標数値

	指標	現状	目標		
			平成 22 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
①通常保育事業	箇所数	8	8	9	9
	保育児童数	905	905	1,035	1,039
	0～3 歳未満	438	438	520	523
	3 歳以上	467	467	515	516
②家庭的保育事業	保育者数	—	—	5	6
	保育児童数	—	—	15	18
③幼稚園の預かり保育	箇所数	4	4	4	4
	定員数	191	210	210	210
④特定保育事業	—	—	—	—	—
⑤延長保育事業	箇所数	8	8	9	9
	定員数	40	40	50	50
⑥夜間保育事業	—	—	—	—	—
⑦トワイライトステイ	—	—	—	—	—
⑧休日保育事業	箇所数	—	—	1	1
	定員数	—	—	10	10
⑨病児・病後児保育事業 (病後児対応)	箇所数	1	1	1	1
⑩一時預かり事業(保育所型)	箇所数	1	2	3	3
⑪ショートステイ	—	—	—	—	—
⑫放課後児童健全育成事業	箇所数	5	6	6	6
	児童数	178	180	180	180
⑬放課後子ども教室	—	—	—	—	—
⑭地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	箇所数	2	2	4	4
⑮ファミリー・サポート・センター事業	箇所数	—	—	1	1

※③の幼稚園の預かり保育は特定 14 事業として定められてはいませんが、平日昼間の保育を担っているため、目標数値を掲げました。

※⑮ファミリー・サポート・センター事業は、平成 24 年度より実施予定とします。

特定 14 事業以外の目標

[目標年度]

事業名	目標	
	目標指標	目標年度
①子ども手当の支給	実施時期	平成 22 年度
②西原町子育て支援地域連絡会(仮称)の設置	設置時期	平成 22 年度
③相談への対応の充実(母子保健)	専用相談室確保	平成 25 年度
④食育推進基本計画の策定	作成時期	平成 26 年度
⑤幼児教育振興アクションプログラムの策定	策定時期	平成 22 年度

[目標値]

事業名	目標指標	現状	目標値 (平成 26 年度)
①親子手帳の交付の推進	11 週以内の交付率	78.0%	90%
②乳幼児健康診査の充実	乳児一般健診受診率	78.0%	90%
	1 歳 6 ヶ月健診受診率	86.4%	90%
	3 歳児健診受診率	79.6%	85%
③放課後児童クラブの障害児預かりの充実	障害児の預かり保育箇所数	3	6

資料編

○西原町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成16年8月23日

要綱第17号

(設置)

第1条 本町における次世代育成支援対策について協議するため、西原町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 次世代育成支援計画の策定のための基本的事項の検討に関すること。
- (2) 次世代育成支援計画に基づく処置の実施に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者又は団体から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 自治会長会代表
- (4) 沖縄県南部福祉保健所地域保健班長
- (5) 民生委員・児童委員協議会代表
- (6) 子ども会育成連絡協議会代表
- (7) 社会福祉協議会事務局長
- (8) 児童館ファミリークラブ代表
- (9) 認可保育園代表
- (10) 私立保育向上連絡協議会代表
- (11) 商工会代表
- (12) 町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 特定の事項を調査研究させるため、協議会に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会の委員は、総務課長、企画政策課長、福祉課長、産業課長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長を福祉課長とし、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会における調査研究に関する経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 協議会及び部会における庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行の後最初に開かれる協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成18年要綱第6号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の西原町次世代育成支援対策地域協議会要綱第3条第3号及び第4号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年要綱第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年要綱第32号)

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

西原町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

平成 21 年度（任期：平成 23 年 3 月 31 日まで）

区 分	氏 名	役職等	備考
医師	玉那覇 榮一	中頭病院 常務理事（小児科医師）	医師
学識経験者	宮城 洋子	沖縄県中央児童相談所 所長	学識経験者
沖縄県南部福祉保健所 地域保健班長	永吉 ルリ子	地域保健班長	選任
社会福祉協議会事務局長	澤岨 吉照	事務局長	選任
児童館ファミリークラブ 代表	城間 佳美	坂田児童館ファミリーク ラブ会員代表	選任
民生委員児童委員協議会 代表	下地 裕子	主任児童委員	推薦
子ども会育成連絡協議会 代表	大城 誠一	副会長	推薦
認可保育園 代表	玉那覇トヨ子	さわふじ保育園 園長	推薦
私立保育向上連絡協議会 代表	宮城 茂光	サウンド幼児学園 園長	推薦
商工会	與那城史尚	青年部長	推薦
行政区自治会長会 代表	山里 勝也	西原ハイツ自治会長	推薦
町民（公募）	糸数利恵子	町民	公募

作業部会委員 平成 21 年度（任期：平成 23 年 3 月 31 日まで）

総務課長	崎原 盛秀
企画政策課長	小橋川 明
福祉課長	伊礼 キヨ
産業課長	崎原 盛廣
教育総務課長	呉屋 勝司
学校教育課長	寄川 美智子
生涯学習課長	平良 利夫

西原町次世代育成支援行動計画
後期計画(平成 22 年度～平成 26 年度)

発行年月日 平成 22 年 3 月
発 行 西原町
企画・編集 西原町役場 福祉課
〒903-0220
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅 112 番地
TEL : 098-945-5311
FAX : 098-944-6551
